

# 彦根市火災予防条例

(昭和 48 年 7 月 1 日条例第 24 号)

**改正** 昭和 55 年 9 月 30 日条例第 27 号 昭和 59 年 6 月 30 日条例第 19 号  
昭和 61 年 12 月 23 日条例第 33 号平成 2 年 3 月 30 日条例第 23 号  
平成 4 年 3 月 25 日条例第 13 号 平成 7 年 3 月 27 日条例第 14 号  
平成 10 年 3 月 23 日条例第 30 号 平成 10 年 12 月 25 日条例第 50 号  
平成 11 年 3 月 23 日条例第 21 号 平成 12 年 3 月 28 日条例第 39 号  
平成 12 年 12 月 28 日条例第 81 号平成 13 年 12 月 27 日条例第 23 号  
平成 14 年 9 月 27 日条例第 51 号 平成 16 年 3 月 26 日条例第 14 号  
平成 17 年 3 月 24 日条例第 24 号 平成 17 年 6 月 30 日条例第 69 号  
平成 17 年 12 月 26 日条例第 81 号平成 20 年 12 月 19 日条例第 53 号  
平成 22 年 6 月 24 日条例第 23 号 平成 22 年 12 月 16 日条例第 31 号

彦根市火災予防条例(昭和 37 年彦根市条例第 18 号)の全部を改正する。

## 目次

### 第 1 章 総則(第 1 条)

#### 第 2 章 削除

### 第 3 章 火を使用する設備の位置、構造および管理の基準等

#### 第 1 節 火を使用する設備およびその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造および管理の基準(第 3 条 - 第 17 条の 3)

#### 第 2 節 火を使用する器具およびその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準(第 18 条 - 第 22 条の 2)

#### 第 3 節 火の使用に関する制限等(第 23 条 - 第 28 条)

#### 第 4 節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第 29 条)

#### 第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置および維持に関する基準等(第 29 条の 2 - 第 29 条の 7)

### 第 4 章 指定数量未満の危険物および指定可燃物の貯蔵および取扱いの技術上の基準等

#### 第 1 節 指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いの技術上の基準等(第 30 条 - 第 32 条)

#### 第 2 節 指定可燃物等の貯蔵および取扱いの技術上の基準等(第 33 条 - 第 34 条の 2)

#### 第 3 節 基準の特例(第 34 条の 3)

### 第 5 章 避難管理(第 35 条 - 第 42 条)

### 第 6 章 雑則(第 43 条 - 第 48 条)

## 第7章 罰則(第49条・第50条)

### 付則

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この条例は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造および管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置および維持に関する基準等について、法第9条の4の規定に基づき指定数量未滿の危険物等の貯蔵および取扱いの基準等について、ならびに法第22条第4項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、彦根市における火災予防上必要な事項を定めるものとする。

[消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第9条] [法第9条の3] [法第22条第4項]

#### 第2章 削除

##### 第2条 削除

#### 第3章 火を使用する設備の位置、構造および管理の基準等

第1節 火を使用する設備およびその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造および管理の基準

##### (炉)

第3条 炉の位置および構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造ったものである場合または当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合をいう。以下同じ。)を除き、建築物等および可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア 別表第3の炉の項に掲げる距離

[別表第3]

イ 対象火気設備等および対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成 14 年消防庁告示第 1 号)により得られる距離

[建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号] [消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。)第 5 条第 1 項第 1 号] [建築基準法第 2 条第 7 号] [建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 1 条第 5 号]

- (2) 可燃物が落下し、または接触するおそれのない位置に設けること。
  - (3) 可燃性のガスまたは蒸気が発生し、または滞留するおそれのない位置に設けること。
  - (4) 階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けないこと。
  - (5) 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること。
  - (6) 屋内に設ける場合にあつては、土間または不燃材料のうち金属以外のものので造った床上に設けること。ただし、金属で造った床上または台上に設ける場合において防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。
  - (7) 使用に際し、火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。
  - (8) 地震その他の振動または衝撃(以下「地震等」という。)により容易に転倒し、亀裂し、または破損しない構造とすること。
  - (9) 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。
  - (10) 屋外に設ける場合にあつては、風雨等により口火およびバーナーの火が消えないような措置を講じること。ただし、第 18 号の 2 アに掲げる装置を設けたものにあつては、この限りでない。
  - (11) 開放炉または常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する炉にあつては、その上部に不燃性の天がいおよび排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散または火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮へいを設けること。
  - (12) 溶融物があふれるおそれのある構造の炉にあつてはあふれた溶融物を安全に誘導する装置を設けること。
  - (13) 削除
  - (14) 熱風炉に付属する風道については、次によること。
- ア 風道ならびにその被覆および支柱は、不燃材料で造るとともに、風道の炉に近接する部分に防火ダンパーを設けること。
- イ 炉からアの防火ダンパーまでの部分および当該防火ダンパーから 2 メートル以内の部分は、建築物等の可燃性の部分および可燃性の物品との間に 15 センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、厚さ 10 センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。
- ウ 給気口は、じんあいの混入を防止する構造とすること。

(15) 薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあっては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取り灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造った床上に取り灰入れを設けるときは、不燃材料で造った台上に設けるか、または防火上有効な底面通気を図ること。

(16) 削除

(17) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の付属設備は、次によること。

ア 燃料タンクは、使用中燃料が漏れ、あふれ、または飛散しない構造とすること。

イ 燃料タンクは、地震等により容易に転倒または落下しないように設けること。

ウ 燃料タンクとたき口との間には、2メートル以上の水平距離を保つか、または防火上有効な遮へいを設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあっては、この限りでない。

エ 燃料タンクは、その容量(タンクの内容積の90パーセントの量をいう。以下同じ。)に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板またはこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造ること。

タンクの容量	板厚
5リットル以下	0.6ミリメートル以上
5リットルを超え20リットル以下	0.8ミリメートル以上
20リットルを超え40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

オ 燃料タンクを屋内に設ける場合にあっては、不燃材料で造った床上に設けること。

カ 燃料タンクの架台は、不燃材料で造ること。

キ 燃料タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。ただし、地下に埋設する燃料タンクにあっては、この限りでない。

ク 燃料タンクまたは配管には、有効なる過装置を設けること。

ケ 燃料タンクには、見やすい位置に燃料の量を自動的に覚知することができる装置を設けること。この場合において、当該装置がガラス管で造られているときは、金属管等で安全に保護すること。

コ 燃料タンクは、水抜きができる構造とすること。

サ 燃料タンクには、通気管または通気口を設けること。この場合において、当該燃料タンクを屋外に設けるときは、当該通気管または通気口の先端から雨水が浸入しない構造とすること。

シ 燃料タンクの外面には、さび止めのための措置を講じること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られた燃料タンクにあつては、この限りでない。

ス 燃焼装置に過度の圧力がかかるおそれのある炉にあつては、異常燃焼を防止するための減圧装置を設けること。

セ 燃料を予熱する方式の炉にあつては、燃料タンクまたは配管を直火で予熱しない構造とするとともに、過度の予熱を防止する措置を講じること。

(18) 液体燃料またはプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉にあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火および燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、次によること。

ア 金属管を使用すること。ただし、燃焼装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することが構造上または使用上適当でない場合は、当該燃料に侵されない金属管以外の管を使用することができる。

イ 接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合にあつては、差し込み接続とすることができる。

ウ イの差し込み接続による場合は、その接続部分をホースバンド等で締めつけること。

(18)の2 液体燃料または気体燃料を使用する炉にあつては、必要に応じ次の安全装置を設けること。

ア 炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置

イ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあつては、点火前および消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置

ウ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置

エ 電気を使用して燃焼を制御する構造または燃料の予熱を行う構造のものにあつては、停電時において自動的に燃焼を停止できる装置

(18)の3 気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の付属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた

燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。

(19) 電気を熱源とする炉にあつては、次によること。

ア 電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置すること。

イ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、必要に応じ温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置を設けること。

2 炉の管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 炉の周囲は、常に、整理および清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

(2) 炉およびその付属設備は、必要な点検および整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

(3) 液体燃料を使用する炉および電気を熱源とする炉にあつては、前号の点検および整備を必要な知識および技能を有する者として消防長が指定するものに行わせること。

(4) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

(5) 燃料の性質等により異常燃焼を生じるおそれのある炉にあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。

(6) 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮光しまたは転倒もしくは衝撃を防止するために必要な措置を講じること。

3 入力 350 キロワット以上の炉にあつては、不燃材料で造った壁、柱、床および天井(天井のない場合にあつては、はりまたは屋根)で区画され、かつ、窓および出入口等に防火戸(建築基準法第 2 条第 9 号の 2 口に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。)を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

[[建築基準法第 2 条第 9 号の 2](#)]

4 前 3 項に規定するもののほか、液体燃料を使用する炉の位置、構造および管理の基準については、第 30 条および第 31 条の 2 から第 31 条の 5 まで(第 31 条の 4 第 2 項第 1 号から第 3 号までおよび第 8 号を除く。)の規定を準用する。

[[第 30 条](#)] [[第 31 条の 2](#)] [[第 31 条の 5](#)] [[第 31 条の 4 第 2 項第 1 号](#)] [[第 3 号](#)] [[第 8 号](#)]

(ふろがま)

第 3 条の 2 ふろがまの構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) かま内にすすが付着しにくく、かつ、目詰まりしにくい構造とすること。
  - (2) 気体燃料または液体燃料を使用するふろがまには、空だきをした場合に自動的に燃焼を停止できる装置を設けること。
- 2 前項に規定するもののほか、ふろがまの位置、構造および管理の基準については、前条(第1項第11号および第12号を除く。)の規定を準用する。

(温風暖房機)

第3条の3 温風暖房機の位置および構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 加熱された空気に、火粉、煙、ガス等が混入しない構造とし、熱交換部分を耐熱性の金属材料等で造ること。
- (2) 温風暖房機に付属する風道にあっては、不燃材料以外の材料による仕上げまたはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分および可燃性の物品との間に次の表に掲げる式によって算定した数値(入力70キロワット以上のものに付属する風道にあっては、算定した数値が15以下の場合、15とする。)以上の距離を保つこと。ただし、厚さ2センチメートル以上(入力70キロワット以上のものに付属する風道にあっては、10センチメートル以上)の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

風道からの方向

距離(単位センチメートル)

上方	$L \times 0.70$
側方	$L \times 0.55$
下方	$L \times 0.45$

この表において、Lは、風道の断面が円形の場合は直径、長方形の場合は長辺の長さとする。

- 2 前項に規定するもののほか、温風暖房機の位置、構造および管理の基準については、第3条(第1項第11号および第12号を除く。)の規定を準用する。

[第3条] [第1項第11号] [第12号]

(厨房設備)

第3条の4 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備(以下「厨房設備」という。)の位置、構造および管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 厨房設備に付属する排気ダクトおよび天ぶた(以下「排気ダクト等」という。)は次によること。
  - ア 排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板またはこれと同等以上の耐食性および強度を有する不燃材料で造ること。ただし、当該厨房設備の入力および使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

イ 排気ダクト等の接続は、フランジ接続、溶接等とし、気密性のある接続とすること。

ウ 排気ダクト等は、建築物等の可燃性の部分および可燃性の物品との間に 10 センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない。

エ 排気ダクトは、十分に排気を行うことができるものとする。

オ 排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクト等と接続しないこと。

カ 排気ダクトは、曲りおよび立ち下がりの箇所を極力少なくし、内面を滑らかに仕上げる。

(2) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天ぶたは、次によること。

ア 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置(以下「グリス除去装置」という。)を設けること。ただし、排気ダクトを用いず、天ぶたから屋外へ直接排気を行う構造のものにあつては、この限りでない。

イ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板またはこれと同等以上の耐食性および強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力および使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ウ 排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置(以下「火炎伝送防止装置」という。)を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天ぶたから屋外へ直接排気を行う構造のものまたは排気ダクトの長さもしくは当該厨房設備の入力および使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

エ 次に掲げる厨房設備に設ける火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。

(ア) 令別表第 1(1)の項から(4)の項まで、(5)の項イ、(6)の項、(9)の項イ、(16)の項イ、(16 の 2)の項および(16 の 3)の項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が 350 キロワット以上のもの

[令]

(イ) (ア)に掲げるもののほか、高さ 31 メートルを超える建築物に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が 350 キロワット以上のもの



- (3) 天ぶた、グリス除去装置および火炎伝送防止装置は、容易に清掃ができる構造とすること。
- (4) 天ぶたおよび天ぶたと接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。
- 2 前項に規定するもののほか、厨房設備の位置、構造および管理の基準については、第3条(第1項第11号から第14号までを除く。)の規定を準用する。この場合において、第3条第3項の規定中「入力」とあるのは、「当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が」と読み替えるものとする。

[第3条] [第1項第11号] [第14号] [第3条第3項]

(ボイラー)

第4条 ボイラーの構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分およびこれらに接触する部分を、けいそう土その他の遮熱材料で有効に被覆すること。
- (2) 蒸気の圧力が異常に上昇した場合に自動的に作動する安全弁その他の安全装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、ボイラーの位置、構造および管理の基準については、第3条(第1項第11号および第12号を除く。)の規定を準用する。

[第3条] [第1項第11号] [第12号]

(ストーブ)

第5条 ストーブ(移動式のものを除く。以下この条において同じ。)のうち、固体燃料を使用するものにあつては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造および管理の基準については第3条(第1項第11号から第14号までおよび第17号を除く。)の規定を準用する。

[第3条] [第1項第11号] [第14号] [第17号]

(壁付き暖炉)

第6条 壁付き暖炉の位置および構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 背面および側面と壁等との間に10センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、壁等が耐火構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものの場合にあつては、この限りでない。
- (2) 厚さ20センチメートル以上の鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、れんが造、石造またはコンクリートブロック造とし、かつ、背面の状況を点検することができる構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、壁付き暖炉の位置、構造および管理の基準については、第3条(第1項第1号、第7号および第9号から第12条までを除く。)の規定を準用する。

[第3条] [第1項第1号] [第7号] [第9号] [第12条]

(乾燥設備)

第7条 乾燥設備の構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とすること。
- (2) 室内の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備にあっては、非常警報装置または熱源の自動停止装置を設けること。
- (3) 火粉が混入するおそれのある燃焼排気により直接可燃性の物品を乾燥するものにあっては、乾燥室内に火粉を飛散しない構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、乾燥設備の位置、構造および管理の基準については、第3条(第1項第11号および第12号を除く。)の規定を準用する。

[第3条] [第1項第11号] [第12号]

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置および構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等および可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等および対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動および自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造および管理の基準については、第3条(第1項第1号および第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

[第3条] [第1項第1号] [第10号] [第12号]

(簡易湯沸設備)

第8条 簡易湯沸設備の位置、構造および管理の基準については、第3条(第1項第6号および第10号から第15号まで、第2項第5号ならびに第3項を除く。)の規定を準用する。

[第3条] [第1項第6号] [第10号] [第15号] [第2項第5号] [第3項]

(給湯湯沸設備)

第8条の2 給湯湯沸設備の位置、構造および管理の基準については、第3条(第1項第11号から第14号までを除く。)の規定を準用する。

[第3条] [第1項第11号] [第14号]

(燃料電池発電設備)

第 8 条の 3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池または固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第 3 項および第 5 項、第 17 条の 2 ならびに第 44 条第 10 号において同じ。)の位置、構造および管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号(アを除く。)、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 17 号(ウ、スおよびセを除く。)、第 18 号および第 18 号の 3 ならびに第 2 項第 1 号、第 11 条第 1 項(第 7 号を除く。)ならびに第 12 条第 1 項(第 2 号を除く。)の規定を準用する。

[第 17 条の 2] [第 44 条第 10 号] [第 3 条第 1 項第 1 号] [第 2 号] [第 4 号] [第 5 号] [第 7 号] [第 9 号] [第 17 号] [第 18 号] [第 18 号の 3] [第 2 項第 1 号] [第 11 条第 1 項] [第 7 号] [第 12 条第 1 項] [第 2 号]

2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池または固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項および第 4 項において同じ。)であって出力 10 キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合もしくは過度に低下した場合または外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造および管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号(アを除く。)、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 17 号(ウ、スおよびセを除く。)、第 18 号および第 18 号の 3 ならびに第 2 項第 1 号および第 4 号、第 11 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 8 号および第 10 号ならびに第 12 条第 1 項第 3 号および第 4 号の規定を準用する。

[第 3 条第 1 項第 1 号] [第 2 号] [第 4 号] [第 5 号] [第 7 号] [第 9 号] [第 17 号] [第 18 号] [第 18 号の 3] [第 2 項第 1 号] [第 4 号] [第 11 条第 1 項第 1 号] [第 2 号] [第 4 号] [第 8 号] [第 10 号] [第 12 条第 1 項第 3 号] [第 4 号]

3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造および管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号(アを除く。)、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 10 号、第 17 号(ウ、スおよびセを除く。)、第 18 号および第 18 号の 3 ならびに第 2 項第 1 号ならびに第 11 条第 1 項第 3 号の 2 および第 5 号から第 10 号まで(第 7 号を除く。)ならびに第 2 項ならびに第 12 条第 1 項第 1 号、第 3 号および第 4 号の規定を準用する。

[第 3 条第 1 項第 1 号] [第 2 号] [第 4 号] [第 5 号] [第 7 号] [第 9 号] [第 10 号] [第 17 号] [第 18 号] [第 18 号の 3] [第 2 項第 1 号] [第 11 条第 1 項第 3 号の 2] [第 5 号] [第 10 号] [第 7 号] [第 2 項] [第 12 条第 1 項第 1 号] [第 3 号] [第 4 号]

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であって出力 10 キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合もしくは過度

に低下した場合または外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造および管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第17号(ウ、スおよびセを除く。)、第18号および第18号の3ならびに第2項第1号および第4号、第11条第1項第8号および第10号ならびに第12条第1項第3号および第4号の規定を準用する。

[第3条第1項第1号] [第2号] [第4号] [第5号] [第7号] [第9号] [第10号] [第17号] [第18号] [第18号の3] [第2項第1号] [第4号] [第11条第1項第8号] [第10号] [第12条第1項第3号] [第4号]

- 5 前各項に規定するもののほか、燃料電池発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号)第30条および第34条の規定ならびに電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第44条の規定の例による。

[発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号)第30条] [第34条] [電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第44条]

(掘りごたつおよびいりり)

第9条 掘りごたつの火床またはいりり内面は、不燃材料で造り、または被覆しなければならない。

- 2 掘りごたつおよびいりりの管理の基準については、第3条第2項第1号および第4号の規定を準用する。

[第3条第2項第1号] [第4号]

(ヒートポンプ冷暖房機)

第9条の2 ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置および構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 容易に点検することができる位置に設けること。
- (2) 防振のための措置を講じること。
- (3) 排気筒を設ける場合は、防火上有効な構造とすること。

- 2 前項に規定するもののほか、ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置、構造および管理の基準については、第3条(第1項第10号から第15号まで、第18号、第18号の2および第19号、第2項第5号ならびに第3項を除く。)の規定を準用する。

[第3条] [第1項第10号] [第15号] [第18号] [第18号の2] [第19号] [第2項第5号] [第3項]

(火花を生じる設備)

第10条 グラビア印刷機、ゴムプレッダー、起毛機、反毛機その他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気または微粉を放出する設備(以下「火花を生じる設備」という。)の位置、構造および管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 壁、天井(天井のない場合においては、屋根)および床の火花を生じる設備に面する部分の仕上げを準不燃材料でした室内に設けること。
- (2) 静電気による火花を生じるおそれのある部分に、静電気を有効に除去する措置を講じること。
- (3) 可燃性の蒸気または微粉を有効に除去する換気装置を設けること。
- (4) 火花を生じる設備のある室内においては、常に、整理および清掃に努めるとともに、みだりに火気を使用しないこと。

(放電加工機)

第10条の2 放電加工機(加工液として法第2条第7項に規定する危険物を用いるものに限る。以下同じ。)の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 加工槽内の放電加工部分以外における加工液の温度が設定された温度を超えた場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。
- (2) 加工液の液面の高さが放電加工部分から液面までの間に必要最小限の間隔を保つために設定された液面の高さより低下した場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。
- (3) 工具電極と加工対象物との間の炭化生成物の発生成長等による異常を検出した場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。
- (4) 加工液に着火した場合において、自動的に消火できる装置を設けること。

[法第2条第7項]

2 放電加工機の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 引火点70度未満の加工液を使用しないこと。
- (2) 吹きかけ加工その他火災の発生のおそれのある方法による加工を行わないこと。
- (3) 工具電極を確実に取り付け、異常な放電を防止すること。
- (4) 必要な点検および整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

3 前2項に規定するもののほか、放電加工機の位置、構造および管理の基準については、前条(第2号を除く。)の規定を準用する。

(変電設備)

第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のものを除く。以下同じ。)の位置、構造および管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 水が浸入し、または浸透するおそれのない位置に設けること。

- (2) 可燃性または腐食性の蒸気またはガスが発生し、または滞留するおそれのない位置に設けること。
  - (3) 変電設備(消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)は、不燃材料で造った壁、柱、床および天井(天井のない場合にあつては、はりまたは屋根。以下同じ。)で区画され、かつ、窓および出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。
  - (3)の2 キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検および整備に支障のない距離を保つこと。
  - (3)の3 第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講じること。
  - (4) 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。
  - (5) 見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること。
  - (6) 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。
  - (7) 変電設備のある室内には、常に、整理および清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。
  - (8) 定格電流の範囲内で使用すること。
  - (9) 必要な知識および技能を有する者として消防長が指定する者に必要に応じ設備の各部分の点検および絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。
  - (10) 変圧器、コンデンサーその他の機器および配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- 2 屋外に設ける変電設備(柱上および道路上に設ける電気事業者用のものならびに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、または覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
  - 3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備(柱上および道路上に設ける電気事業者用のものを除く。)の位置、構造および管理の基準については、第1項第3号の2および第5号から第10号までの規定を準用する。  
(内燃機関を原動力とする発電設備)
- 第12条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置および構造は、次に掲げる基準によらなければならない。
- (1) 容易に点検することができる位置に設けること。

- (2) 防振のための措置を講じた床上または台上に設けること。
  - (3) 排気筒は、防火上有効な構造とすること。
  - (4) 発電機、燃料タンクその他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造および管理の基準については、第3条第1項第17号および第18号の3ならびに前条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- [第3条第1項第17号] [第18号の3] [第3条第1項第17号]
- 3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造および管理の基準については、第3条第1項第17号および第18号の3、前条第1項第3号の2および第5号から第10号までならびに第2項ならびに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- [第3条第1項第17号] [第18号の3] [第3条第1項第17号]
- 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キロワット未満のものうち、次に掲げる基準に適合する鋼板(板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。)製の外箱に収納されているものの位置、構造および管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)および第18号の3、前条第1項第7号、第8号および第10号ならびに本条第1項第2号から第4号までの規定を準用する。
- (1) 断熱材または防音材を使用する場合は、難燃性のものを使用すること。
  - (2) 換気口は、外箱の内部の温度が過度に上昇しないように有効な換気を行うことができるものとし、かつ、雨水等の浸入防止の措置が講じられているものであること。
- [第3条第1項第1号] [第18号の3]
- 5 前各項に規定するもののほか、内燃機関を原動力とする発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第27条の規定の例による。
- [発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第27条]

#### (蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電そうは、耐酸性の床上または台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上または台上にあつては、耐酸性の床または台としないことができる。

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造および管理の基準については、第10条第4号ならびに第11条第1項第1号、第3号から第6号までおよび第9号の規定を準用する。

[第10条第4号] [第11条第1項第1号] [第3号] [第6号] [第9号]

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造および管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号および第9号ならびに第2項ならびに本条第1項の規定を準用する。

[第10条第4号] [第11条第1項第3号の2] [第5号] [第6号] [第9号]

[第2項]

(ネオン管灯設備)

第14条 ネオン管灯設備の位置および構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 点滅装置は、低圧側の容易に点検できる位置に設けるとともに、不燃材料で造った覆いを設けること。ただし、無接点継電器を使用するものにあつては、この限りでない。

(2) 変圧器を雨のかかる場所に設ける場合にあつては、屋外用のものを選び、導線引き出し部が下向きとなるように設けること。ただし、雨水の浸透を防止するために有効な措置を講じたときは、この限りでない。

(3) 支柱その他ネオン管灯に近接する取り付け材には、木材(難燃合板を除く。)または合成樹脂(不燃性および難燃性のものを除く。)を用いないこと。

(4) 壁等を貫通する部分のがい管は、壁等に固定すること。

(5) 電源の開閉器は、容易に操作しやすい位置に設けること。

2 ネオン管灯設備の管理基準については、第11条第1項第9号の規定を準用する。

[第11条第1項第9号]

(舞台装置等の電気設備)

第15条 舞台装置もしくは展示装飾のために使用する電気設備または工事、農事等のために一時的に使用する電気設備(以下「舞台装置等の電気設備」という。)の位置および構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 舞台装置または展示装飾のために使用する電気設備は、次によること。

ア 電灯は、可燃物を過熱するおそれのない位置に設けること。

イ 電灯の充電部分は、露出させないこと。

ウ 電灯または配線は、著しく動揺し、または脱落しないように取り付けること。



エ アークを発生する設備は、不燃材料で造ること。

オ 1の電線を2以上の分岐回路に使用しないこと。

(2) 工事、農事等のために一時的に使用する電気設備は、次によること。

ア 分電盤、電動機等は、雨雪、土砂等により障害を受けるおそれのない位置に設けること。

イ 残置灯設備の電路には、専用の開閉器を設け、かつ、ヒューズを設ける等自動遮断の措置を講じること。

2 舞台装置等の電気設備の管理の基準については、第11条第1項第7号から第10号までの規定を準用する。

[第11条第1項第7号] [第10号]

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置および構造は、消防長が指定する日本工業規格に適合するものとしなければならない。

2 避雷設備の管理については、第11条第1項第9号の規定を準用する。

[第11条第1項第9号]

(水素ガスを充てんする気球)

第17条 水素ガスを充てんする気球の位置、構造および管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 煙突その他火気を使用する施設の付近において掲揚し、または係留しないこと。

(2) 建築物の屋上で掲揚しないこと。ただし、屋根が不燃材料で造ったろく屋根で、その最小幅員が気球の直径の2倍以上である場合においては、この限りでない。

(3) 掲揚に際しては、掲揚綱と周囲の建築物または工作物との間に水平距離10メートル以上の空間を保有するとともに、掲揚綱の固定箇所にはさく等を設け、かつ、立ち入りを禁止する旨を表示すること。ただし、前号ただし書の規定により建築物の屋上で掲揚する場合には、この限りでない。

(4) 気球の容積は、15立方メートル以下とすること。ただし、観測または実験のために使用する気球については、この限りでない。

(5) 風圧または摩擦に対し十分な強度を有する材料で造ること。

(6) 気球に付設する電飾は、気球から3メートル以上離れた位置に取り付け、かつ、充電部分が露出しない構造とすること。ただし、過熱または火花が生じないように必要な措置を講じたときは、気球から1メートル以上離れた位置に取り付けることができる。

(7) 前号の電飾に使用する電線は、断面積が0.75平方ミリメートル以上(文字網の部分に使用するものにあつては、0.5平方ミリメートル以上)のものをうい、

長さ1メートル以下(文字網の部分に使用するものにあつては、0.6メートル以下)ごとおよび分岐点の付近において支持すること。

- (8) 気球の地表面に対する傾斜角度が45度以下となるような強風時においては、掲揚しないこと。
- (9) 水素ガスの充てんまたは放出については、次によること。
  - ア 屋外の通風のよい場所で行うこと。
  - イ 操作者以外の者が近接しないように適当な措置を講じること。
  - ウ 電飾を付設するものにあつては、電源を遮断して行うこと。
  - エ 摩擦または衝撃を加える等粗暴な行為をしないこと。
  - オ 水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガスまたは空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。
- (10) 水素ガスが90容量パーセント以下となった場合においては、詰め替えを行うこと。
- (11) 掲揚中または係留中においては、看視人を置くこと。ただし、建築物の屋上その他公衆の立ち入るおそれのない場所で掲揚し、または係留する場合にあつては、この限りでない。
- (12) 多数の者が集合している場所において運搬その他の取扱いを行わないこと。

(火を使用する設備に付属する煙突)

第17条の2 火を使用する設備(燃料電池発電設備を除く。)に付属する煙突は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 構造または材質に応じ、支杵、支線、腕金具等で固定すること。
- (2) 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分、小屋裏、天井裏、床裏等において接続する場合は、容易に離脱せず、かつ、燃焼排気が漏れない構造とすること。
- (3) 容易に清掃ができる構造とすること。
- (4) 火粉を飛散するおそれのある設備に付属するものにあつては、火粉の飛散を防止するための有効な装置を設けること。
- (5) 前各号に規定するもののほか、煙突の基準については、建築基準法施行令第115条第1項第1号から第3号までおよび第2項の規定を準用する。

[[建築基準法施行令第115条第1項第1号](#)] [[第3号](#)] [[第2項](#)]

(基準の特例)

第17条の3 この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防長が、当該設備の位置、構造および管理ならびに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるときまたは予想しな

い特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

## 第2節 火を使用する器具およびその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等および可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離  
[別表第3]

イ 対象火気設備等および対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離

(2) 可燃性のガスまたは蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

(3) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。

(4) 地震等により容易に転倒または落下するおそれのないような状態で使用すること。

(5) 不燃性の床上または台上で使用すること。

(6) 故障し、または破損したものを使用しないこと。

(7) 本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。

(8) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

(9) 器具の周囲は、常に、整理および清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

(10) 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。

(11) 使用中は、器具を移動させ、または燃料を補給をしないこと。

(12) 漏れ、またはあふれた燃料を受けるための不燃性の皿を設けること。

(13) 必要な知識および技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検および整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。

2 液体燃料を使用する移動式ストーブにあっては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置または自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。

(固体燃料を使用する器具)

第19条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火鉢にあっては、底部に、遮熱のための空間を設け、または砂等を入れて使用すること。

(2) 置きごたつにあっては、火入れ容器を金属以外の不燃材料で造った台上に置いて使用すること。

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号までの規定を準用する。

(気体燃料を使用する器具)

第20条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第10号までの規定を準用する。

[第18条第1項第1号] [第10号]

(電気を熱源とする器具)

第21条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 通電した状態でみだりに放置しないこと。

(2) 安全装置は、みだりに取り外し、またはその器具に不適合なものと取り替えないこと。

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号までおよび第9号の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号および第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。

[第18条第1項第1号] [第7号] [第9号]

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第22条 火消しつぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号までおよび第9号の規定を準用する。

[第18条第1項第1号] [第7号] [第9号]

(基準の特例)

第22条の2 この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長が、当該器具の取扱いおよび周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるときまたは予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第3節 火の使用に関する制限等

(喫煙等)

第 23 条 次の各号に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、もしくは裸火を使用し、または当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂もしくは集会場(以下「劇場等」という。)の舞台または客席
- (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗または展示場(以下「百貨店等」という。)の売り場または展示部分
- (3) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡もしくは重要な文化財として指定され、または旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和 8 年法律第 43 号)の規定により重要美術品として認定された建造物の内部または周囲

[文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)]

- (4) 第 1 号および第 2 号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生じるおそれのある場所
- 2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」または「危険物品持ち込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。
  - 3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければならない。

[別表第 7]

- 4 第 1 項の消防長が指定する場所(同項第 3 号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置および当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければならない。)

[別表第 7]

- 5 前項第 2 号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席および廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設

置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

- 6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 7 第1項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、もしくは裸火を使用し、または当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

(空き地および空き家の管理)

第24条 空き地の所有者、管理者または占有者は、当該空地の枯れ草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

- 2 空き家の所有者または管理者は、当該空き家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(たき火)

第25条 可燃性の物品その他の可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならない。

- 2 たき火をする場合においては、消火準備その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(がん具用煙火)

第26条 がん具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

- 2 がん具用煙火を貯蔵し、または取扱う場合においては、炎、火花または高温体との接近を避けなければならない。
- 3 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、または取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、または防災処理を施した覆いをしなければならない。

[[火薬類取締法施行規則\(昭和25年通商産業省令第88号\)第91条第2号](#)]

(化学実験室等)

第27条 化学実験室、薬局等において危険物その他これに類する物品を貯蔵し、または取扱う場合においては、第30条、第31条の2第1項第2号から第16号までおよび第2項第1号ならびに第31条の4第1項の規定に準じて貯蔵し、または取り扱うほか、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

[[第30条](#)] [[第31条の2第1項第2号](#)] [[第16号](#)] [[第2項第1号](#)] [[第31条の4第1項](#)]

(作業中の防火管理)

第 28 条 ガスもしくは電気による溶接作業、自動車の解体等の溶断作業、グラインダー等による火花を発生する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業またはびよう打ち作業(以下「溶接作業等」という。)は、可燃性の物品の付近においてこれをしてはならない。

2 自動車の解体作業においては、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去および消火用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行わなければならない。

3 溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱または可燃性物品の除去および作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

4 令別表第 1 に掲げる防火対象物(同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。以下第 40 条および第 41 条において同じ。)およびこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気もしくはガスを著しく発生する物品を使用する作業または爆発性もしくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気または除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

[令] [第 40 条] [第 41 条]

5 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸い殻容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。

第 4 節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第 29 条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 山林、原野等において火入れをしないこと。

(2) 煙火を消費しないこと。

(3) 屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。

(4) 屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

(6) 残火(たばこの吸い殻を含む。)、取り灰または火粉を始末すること。

(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置および維持に関する基準等

(住宅用防災機器)

第 29 条の 2 住宅(法第 9 条の 2 第 1 項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。)の関係者(住宅の所有者、管理者または占有者をいう。)は、次条および第 29 条の 4 に定める基準に従って、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、および維持しなければならない。

- (1) 住宅用防災警報器(令第 5 条の 6 第 1 号に規定する住宅用防災警報器をいう。以下この章において同じ。)
- (2) 住宅用防災報知設備(令第 5 条の 6 第 2 号に規定する住宅用防災報知設備をいう。以下この章において同じ。)

(住宅用防災警報器の設置および維持に関する基準)

第 29 条の 3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分(第 2 号から第 5 号までに掲げる住宅の部分にあつては、令別表第 1(5)項口に掲げる防火対象物または(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もっぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であつて、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。)に設けること。

- (1) 就寝の用に供する居室(建築基準法第 2 条第 4 号に規定する居室をいう。第 4 号および第 5 号において同じ。)
- (2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階(建築基準法施行令第 13 条第 1 号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。)を除く。)から直下階に通じる階段(屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。)の上端
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階から上方に数えた階数が 2 以上である階に限る。)から下方に数えた階数が 2 である階に直上階から通じる階段の下端(当該階の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。)
- (4) 第 1 号および第 2 号に掲げるもののほか、第 1 号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であつて、居室が存する最上階(避難階から上方に数えた階数が 2 以上である階に限る。)から直下階に通じる階段の上端
- (5) 前各号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が 7 平方メートル以上である居室が 5 以上存する階(以下この号において「当該階」という。)の次に掲げるいずれかの住宅の部分

ア 廊下

イ 廊下が存しない場合にあつては、当該階から直下階に通じる階段の上端

ウ 廊下および直下階が存しない場合にあつては、当該階の直上階から当該階に通じる階段の下端



2 住宅用防災警報器は、天井または壁の屋内に面する部分(天井のない場合にあっては、屋根または壁の屋内に面する部分。以下この項において同じ。)の次のいずれかの位置に設けること。

- (1) 壁またははりから 0.6 メートル以上離れた天井の屋内に面する部分
- (2) 天井から下方 0.15 メートル以上 0.5 メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分

3 住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から、1.5 メートル以上離れた位置に設けること。

4 住宅用防災警報器は、次の表の住宅の部分の欄の区分に応じ、同表の住宅用防災警報器の種別の欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第 1 項第 1 号から第 4 号までならびに第 5 号イおよびウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器(住宅用防災警報器および住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成 17 年総務省令第 11 号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格」という。))第 2 条第 4 号に掲げるものをいう。以下この表において同じ。)
第 1 項第 5 号アに掲げる住宅の部分	イオン化式住宅用防災警報器(住宅用防災警報器等規格省令第 2 条第 3 号に掲げるものをいう。)または光電式住宅用防災警報器

5 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。

6 住宅用防災警報器は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、および維持しなければならない。

- (1) 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあっては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となった旨が表示され、または音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。
- (2) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあっては、正常に電力が供給されていること。
- (3) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。
- (4) 電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。
- (5) 自動試験機能(住宅用防災警報器等規格省令第 2 条第 5 号に規定するものをいう。次号において同じ。)を有しない住宅用防災警報器にあっては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

- (6) 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあっては、機能の異常が表示され、または音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

(住宅用防災報知設備の設置および維持に関する基準)

第29条の4 住宅用防災報知設備の感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号。以下この章において「感知器等規格省令」という。))第2条第1号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。)は、前条第1項各号に掲げる住宅の部分に設けること。

- 2 感知器は、前条第2項および第3項に定める位置に設けること。
- 3 感知器は、次の表の住宅の部分の欄に掲げる区分に応じ、同表の感知器の種別の欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	感知器の種別
前条第1項第1号から第4号までならびに第5号イおよびウに掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器(感知器等規格省令第2条第9号第4号までならびに第5号イおよびウに掲げるもののうち、感知器等規格省令第17条第2項で定める1種または2種の試験に合格するものに限る。以下この表において同じ。)
前条第1項第5号アに掲げる住宅の部分	イオン化式スポット型感知器(感知器等規格省令第2条第8号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第16条第2項で定める1種または2種の試験に合格するものに限る。)

- 4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第7号から第7号の3までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。

- 5 住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、および維持しなければならない。

- (1) 受信機(受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第19号)第2条第7号に規定するものをいう。以下この項において同じ。))は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。
- (2) 前条第1項各号に掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合にあっては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるように、当該階に補助警報装置を設けること。

- (3) 感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、または受信する住宅用防災報知設備にあつては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるように措置されていること。ただし、配線が感知器からはずれた場合または配線に断線があつた場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。
- (4) 感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、または受信する住宅用防災報知設備にあつては、次によること
  - ア 感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、または受信することができる位置に感知器および受信機を設けること。
  - イ 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。
- (5) 住宅用防災警報設備は、受信機その他の見やすい箇所に容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること。
- (6) 前条第 6 項第 1 号、第 5 号および第 6 号の規定は感知器について、同項第 2 号から第 4 号までの規定は住宅用防災報知設備について準用する。

(設置の免除)

第 29 条の 5 前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器または住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。

- (1) 第 29 条の 3 第 1 項各号または前条第 1 項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が 75 度以下で作動時間が 60 秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第 12 条に定める技術上の基準に従い、または当該技術上の基準の例により設置したとき。

[令第 12 条]

- (2) 第 29 条の 3 第 1 項各号または前条第 1 項に掲げる住宅の部分に自動火災報知設備を令第 21 条に定める技術上の基準に従い、または当該技術上の基準の例により設置したとき。

[令第 21 条]

- (3) 第 29 条の 3 第 1 項各号または前条第 1 項に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成 17 年総務省令第 40 号。以下「特定共同住宅等省令」という。)第 3 条第 3 項第 2 号に定める技術上の基準に従い、または当該技術上の基準の例により設置したとき。

[特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第 3 条第 3 項第 2 号]

(4) 第 29 条の 3 第 1 項各号または前条第 1 項に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第 3 条第 3 項第 3 号に定める技術上の基準に従い、または当該技術上の基準の例により設置したとき。

[特定共同住宅等省令第 3 条第 3 項第 3 号]

(5) 第 29 条の 3 第 1 項各号または前条第 1 項に掲げる住宅の部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第 3 条第 3 項第 4 号に定める技術上の基準に従い、または当該技術上の基準の例により設置したとき。

[特定共同住宅等省令第 3 条第 3 項第 4 号]

(6) 第 29 条の 3 第 1 項各号または前条第 1 項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成 22 年総務省令第 7 号)第 3 条第 2 項に定める技術上の基準に従い、または当該技術上の基準の例により設置したとき。

[複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第 3 条第 2 項]

(基準の特例)

第 29 条の 6 第 29 条の 2 から第 29 条の 4 までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長または消防署長が、住宅の位置、構造または設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置および維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生または延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

(住宅における火災の予防の推進)

第 29 条の 7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具および設備の普及の促進
- (2) 市民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

2 市民は、住宅における火災の予防を推進するため、第 29 条の 3 第 1 項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

第 4 章 指定数量未満の危険物および指定可燃物の貯蔵および取扱いの技術上の基準等

第 1 節 指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いの技術上の基準等

(指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いの基準)

第 30 条 法第 9 条の 4 の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)で定める数量(以下「指定数量」という。)未満の危険物の貯蔵および取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を貯蔵し、または取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し、または取り扱う場所においては、常に整理および清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、または取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、または飛散しないように必要な措置を講じること。
- (4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、または取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、裂けめ等がないものであること。
- (5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、または取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、または引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、または取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、もしくは転倒し、または他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講じること。

[法第 9 条の 3] [危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)]

(指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いの技術上の基準等)

第 31 条 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いならびに貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造および設備は、前条に定めるもののほか、次条から第 31 条の 8 までに定める技術上の基準によらなければならない。

[第 31 条の 8]

第 31 条の 2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) ためますまたは油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみ上げること。
- (2) 危険物または危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害または損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、または取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光または換気を行うこと。

- (4) 危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度または圧力を保つように貯蔵し、または取り扱うこと。
  - (5) 危険物を貯蔵し、または取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が增大しないように必要な措置を講じること。
  - (6) 危険物が残存し、または残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。
  - (7) 可燃性の液体、可燃性の蒸気もしくは可燃性のガスが漏れ、もしくは滞留するおそれのある場所または可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを安全に接続し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
  - (8) 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。
  - (9) 接触または混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触または混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。
  - (10) 危険物を加熱し、または乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。
  - (11) 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。
  - (12) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。
  - (13) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。
  - (14) 染色または洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること。
  - (15) バーナーを使用する場合においては、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。
  - (16) 危険物を容器に収納し、または詰め替える場合は、次によること。
- ア 固体の危険物にあつては危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危険物規則」という。)別表第 3、液体の危険物にあつては危険物規則別表第 3 の 2 の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあつては、外装容器)またはこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、

または詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

[危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。)] [危険物規則]

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第39条の3第2項から第6項までの規定の例による表示をすること。

[危険物規則第39条の3第2項] [第6項]

- (17) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ3メートル(第4類の危険物のうち第3石油類および第4石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあっては、4メートル)を超えて積み重ねないこと。
- 2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造および設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 危険物を貯蔵し、または取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、または取り扱っている旨を表示した標識(危険物を貯蔵し、または取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク(以下「移動タンク」という。))にあっては、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識)ならびに危険物の類、品名、最大数量および移動タンク以外の場所にあっては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
  - (2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれまたは飛散による災害を防止するための付帯設備を設けたときは、この限りでない。
  - (3) 危険物を加熱し、もしくは冷却する設備または危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。
  - (4) 危険物を加熱し、または乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、または当該設備に火災を防止するための付帯設備を設けたときは、この限りでない。
  - (5) 危険物を加圧する設備またはその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計および有効な安全装置を設けること。
  - (6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあっては、その各部分を熱媒体またはその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体またはその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。
  - (7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。
  - (8) 危険物を取り扱うに当たって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

(9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。

ア 配管は、その設置される条件および使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水压試験(水以外の不燃性の液体または不燃性の気体を用いて行う試験を含む。)を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。

イ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。

ウ 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあっては、この限りでない。

エ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講じること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

オ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分(溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。)について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講じること。

カ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

第31条の3 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において架台で貯蔵する場合には、高さ6メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造および設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物を貯蔵し、または取り扱う屋外の場所(移動タンクを除く。)の周囲には容器等の種類および貯蔵し、または取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、または防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造(建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。)の壁または不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、または取り扱う数量	空地の幅
タンクまたは金属製容器	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

[[建築基準法第2条第8号](#)]

(2) 液状の危険物を取り扱う設備(タンクを除く。)には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、または危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講じるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が



浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜およびためますまたは油分離装置を設けること。

- (3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造ること。

第 31 条の 3 の 2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造および設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 壁、柱、床および天井は、不燃材料で造られ、または覆われたものであること。
- (2) 窓および出入口には、防火戸を設けること。
- (3) 液状の危険物を貯蔵し、または取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
- (4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。
- (5) 危険物を貯蔵し、または取り扱うために必要な採光、照明および換気の設備を設けること。
- (6) 可燃性の蒸気または可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気または微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

第 31 条の 4 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱うタンク(地盤面下に埋設されているタンク(以下「地下タンク」という。)および移動タンクを除く。以下この条において同じ。)に危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱うタンクの位置、構造および設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板またはこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては水張試験において、圧力タンクにあっては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で 10 分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、または変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、または取り扱うタンクにあっては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
40 リットル以下	1.0 ミリメートル以上
40 リットルを超え 100 リットル以下	1.2 ミリメートル以上
100 リットルを超え 250 リットル以下	1.6 ミリメートル以上
250 リットルを超え 500 リットル以下	2.0 ミリメートル以上
500 リットルを超え 1,000 リットル以下	2.3 ミリメートル以上

1,000 リットルを超え 2,000 リットル以下 2.6 ミリメートル以上

2,000 リットルを超えるもの 3.2 ミリメートル以上

- (2) 地震等により容易に転倒または落下しないように設けること。
- (3) 外面には、さび止めのための措置を講じること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあっては、この限りでない。
- (4) 圧力タンクにあっては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあっては有効な通気管または通気口を設けること。
- (5) 引火点が 40 度未満の危険物を貯蔵し、または取り扱う圧力タンク以外のタンクにあっては、通気管または通気口に引火を防止するための措置を講じること。
- (6) 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置(ガラス管等を用いるものを除く。)を設けること。
- (7) 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁またはふたを設けること。
- (8) タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。
- (9) タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。
- (10) 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講じること。
- (11) 屋外に設置するものでタンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講じること。

第 31 条の 5 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱う地下タンクの位置、構造および設備の技術上の基準は、前条第 2 項第 3 号から第 5 号までおよび第 7 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、または危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第 4 類の危険物のタンクで、その外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチックまたはこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合または腐食し難い材質で造られている場合にあつては、この限りでない。

- (2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれがあるタンクにあっては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。
- (3) タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。
- (4) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板またはこれと同等以上の強度を有する金属板もしくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては 70 キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験において、漏れ、または変形しないものであること。
- (5) 危険物の量を自動的に表示する装置または計量口を設けること。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講じること。
- (6) タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。
- (7) タンクの周囲に 2 箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。

第 31 条の 6 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第 31 条の 4 第 1 項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) タンクから危険物を貯蔵し、または取り扱う他のタンクの危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結するか、または注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル(手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。)により注入すること。
- (2) タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が 40 度以上の第 4 類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。
- (3) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、またはタンクから出すときは、当該タンクを有効に接地すること
- (4) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けること。

[第 31 条の 4 第 1 項]

2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱う移動タンクの位置、構造および設備の技術上の基準は、第 31 条の 4 第 2 項第 3 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 火災予防上安全な場所に常置すること。
- (2) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板またはこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあって

は70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、または変形しないものであること。

- (3) タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレームまたはこれに相当する部分に強固に固定すること。
  - (4) 常用圧力が20キロパスカル以下のタンクにあつては20キロパスカルを超え24キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が20キロパスカルを超えるタンクにあつては常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。
  - (5) タンクは、その内部に4,000リットル以下ごとに完全な間仕切りを厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板またはこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。
  - (6) 前号の間仕切りにより仕切られた部分には、それぞれマンホールおよび第4号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切りにより仕切られた部分の容量が2,000リットル以上のものにあつては、厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板またはこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。
  - (7) マンホールおよび注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板またはこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。
  - (8) マンホール、注入口、安全装置等の付属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該付属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。
  - (9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講じること。
  - (10) タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。
  - (11) タンクおよび付属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。
- 第31条の7 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。
- (1) 第1類の危険物は、可燃物との接触もしくは混合、分解を促す物品との接近または過熱、衝撃もしくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物およびこれを含有するものにあつては、水との接触を避けること。
  - (2) 第2類の危険物は、酸化剤との接触もしくは混合、炎、火花もしくは高温体との接近または過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉およびマグネシウムなら

びにこれらのいずれかを含有するものにあつては、水または酸との接触を避け、引火性固体にあつてはみだりに蒸気を発生させないこと。

- (3) 自然発火性物品(第3類の危険物のうち危険物の規制に関する政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すものならびにアルキルアルミニウム、アルキルリチウムおよび黄りんをいう。)にあつては炎、火花もしくは高温体との接近、過熱または空気との接触を避け、禁水性物品(第3類の危険物のうち同令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの(カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウムおよびアルキルリチウムを含む。)をいう。)にあつては水との接触を避けること。

[危険物の規制に関する政令第1条の5第2項]

- (4) 第4類の危険物は、炎、火花もしくは高温体との接近または過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。
- (5) 第5類の危険物は、炎、火花もしくは高温体との接近、過熱、衝撃または摩擦を避けること。
- (6) 第6類の危険物は、可燃物との接触もしくは混合、分解を促す物品との接近または過熱を避けること。

2 前項の基準は、危険物を貯蔵し、または取り扱うに当たって、同項の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵または取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じなければならない。

第31条の8 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱うタンク、配管その他の設備は、第31条の2から第31条の6までの位置、構造および設備の技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

[第31条の2] [第31条の6]

第31条の9 第30条から前条までの規定にかかわらず、指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、または取り扱う場合にあつては、当該各条の規定は適用しない。

[第30条]

(品名または指定数量を異にする危険物)

第32条 品名または指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、または取り扱う場合において、当該貯蔵または取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の5分の1の数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱っているものとみなす。

第2節 指定可燃物等の貯蔵および取扱いの技術上の基準等

(可燃性液体類等の貯蔵および取扱いの技術上の基準等)

第 33 条 別表第 8 の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第 6 号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)および可燃性液体類(同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)ならびに指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の第 4 類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵および取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、または詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類(別表第 8 備考第 5 号エに該当するものを除く。)にあっては危険物規則別表第 3 の危険物の類別及び危険等級の別の第 2 類の III の項において、可燃性液体類および指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の第 4 類の危険物のうち動植物油類にあっては危険物規則別表第 3 の 2 の危険物の類別および危険等級の別の第 4 類の III の項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあっては、外装容器)またはこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、または詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

[別表第 8] [危険物規則] [危険物規則]

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名または通称名および数量の表示ならびに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が 300 ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

(2) 可燃性液体類等(別表第 8 備考第 5 号エに該当するものを除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ 4 メートルを超えて積み重ねないこと。

[別表第 8]

(3) 可燃性液体類等は、炎、火花もしくは高温体との接近または過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

(4) 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、または取り扱うに当たって、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵または取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じること。

[別表第 8]

2 可燃性液体類等を貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造および設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、または取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類および可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)にあっては容器等の種類および可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、または取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第 8 に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の第 4 類の危険物のうち動植物油類にあっては 1 メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、または防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンクまたは金属製容器	1 以上 20 未満	1 メートル以上
	20 以上 200 未満	2 メートル以上
	200 以上	3 メートル以上
その他の場合	1 以上 20 未満	1 メートル以上
	20 以上 200 未満	3 メートル以上
	200 以上	5 メートル以上

[別表第 8]

(2) 別表第 8 で定める数量の 20 倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、または取り扱う場合は、壁、柱、床および天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅 1 メートル(別表第 8 で定める数量の 200 倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、または取り扱う場合は、3 メートル)以上の空地を保有するか、または防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあっては、壁、柱、床および天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、または取り扱うことができる。

[別表第 8] [別表第 8]

3 前 2 項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵および取扱いならびに貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造および設備の技術上の基準については、第 30 条から第 31 条の 8 まで(第 31 条の 2 第 1 項第 16 号および第 17 号、第 31 条の 3 第 2 項第 1 号ならびに第 31 条の 7 を除く。)の規定を準用する。

[第 30 条] [第 31 条の 8] [第 31 条の 2 第 1 項第 16 号] [第 17 号] [第 31 条の 3 第 2 項第 1 号] [第 31 条の 7]

(綿花類等の貯蔵および取扱いの技術上の基準等)

第 34 条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵および取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 綿花類等を貯蔵し、または取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 綿花類等を貯蔵し、または取り扱う場合においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (3) 綿花類等を貯蔵し、または取り扱う場所においては、常に整理および清掃を行うこと。この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒または飛散しないような措置を講じること。
- (4) 綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講じること。
- (5) 再生資源燃料(別表第8備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。)のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱または可燃性ガスの発生のおそれがあるもの(以下「廃棄物固形化燃料等」という。)を貯蔵し、または取り扱う場合は、次によること。
  - ア 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、または取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。
  - イ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること。
  - ウ 3日を超えて集積する場合においては、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講じることができるよう5メートル以下の適切な集積高さとする。
  - エ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度、可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。

[別表第8]

- 2 綿花類等を貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造および設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。
  - (1) 綿花類等を貯蔵し、または取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、または取り扱っている旨を表示した標識ならびに綿花類等の品名、最大数量および防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
  - (2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等および合成樹脂類(別表第8備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料および石炭・木炭類(同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。)にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化



燃料等以外の再生資源燃料または石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区分	距離
(1) 面積が 50 平方メートル以下の集積単位相互間	1 メートル以上
(2) 面積が 50 平方メートルを超え 200 平方メートル以下の集積単位相互間	2 メートル以上

[別表第 8]

(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、または取り扱う場合は、次によること。

ア 集積する場合においては、1 集積単位の面積が 500 平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大または延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区分	距離
(1) 面積が 100 平方メートル以下の集積単位相互間	1 メートル以上
(2) 面積が 100 平方メートルを超え 300 平方メートル以下の集積単位相互間	2 メートル以上
(3) 面積が 300 平方メートルを超え 500 平方メートル以下の集積単位相互間	3 メートル以上

イ 合成樹脂類を貯蔵し、または取り扱う屋外の場所の周囲には、1 メートル(別表第 8 で定める数量の 20 倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、または取り扱う場合は、3 メートル)以上の空地を保有するか、または防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁または不燃材料で造った壁に面するときまたは火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

[別表第 8]

ウ 屋内において貯蔵し、または取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間および異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

エ 別表第 8 に定める数量の 100 倍以上を屋内において貯蔵し、または取り扱う場合は、壁および天井を難燃材料(建築基準法施行令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料をいう。)で仕上げた室内において行うこと。

[別表第 8] [建築基準法施行令第 1 条第 6 号]

(4) 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造および設備は、前号アおよびエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア 廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

イ 別表第 8 で定める数量の 100 倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備または不活性ガス封入設備を設置した場合はこの限りでない。

[別表第 8]

第 34 条の 2 で定める数量の 100 倍以上の再生資源燃料(廃棄物固形化燃料等に限る。)、可燃性固体類、可燃性液体類または合成樹脂類を貯蔵し、または取り扱う場合は、当該貯蔵し、または取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前 2 条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

第 3 節 基準の特例

(基準の特例)

第 34 条の 3 この章 (第 30 条、第 31 条の 7 および第 32 条を除く。以下同じ。)の規定は、指定数量未満の危険物および指定可燃物の貯蔵および取扱いについて、消防長が、その品名および数量、貯蔵および取扱いの方法ならびに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵および取扱いならびに貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造および設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生および延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、または予想しない特殊の構造もしくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵および取扱いの技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

[第 30 条] [第 31 条の 7] [第 32 条]

第 5 章 避難管理

(劇場等の客席)

第 35 条 劇場等の屋内の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) いすは、床に固定すること。

(2) いす背(いす背のない場合にあつては、いす背に相当するいすの部分。以下この条および次条において同じ。)の間隔は、80 センチメートル以上とし、いす

席の間隔(前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいう。以下この条において同じ。)は、35センチメートル以上とし、座席の幅は、40センチメートル以上とすること。

(3) 立ち見席の位置は、客席の後方とし、その奥行きは、2.4メートル以下とすること。

(4) 客席(最下階にあるものを除く。)の最前部および立ち見席を設ける部分とその他の部分との間には、高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。

(5) 客席の避難通路は、次によること。

ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数(8席にいす席の間隔が35センチメートルを超える1センチメートルごとに1席を加えた席数(20席を超える場合にあっては、20席とする。))をいう。以下この条において同じ。)以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に2分の1を乗じて得た席数(1席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。)以下ごとに縦通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。

イ アの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数に0.6センチメートルを乗じて得た幅員(以下「算定幅員」という。)以上とすること。ただし、当該通路の幅は、80センチメートル(片側のみがいす席に接する縦通路にあっては、60センチメートル)未満としてはならない。

ウ いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席20席以下ごとおよび当該客席の部分の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、1メートル未満としてはならない。

エ ます席を設ける客席の部分には、横に並んだます席2ます以下ごと幅40センチメートル以上の縦通路を保有すること。

オ アからエまでの通路は、いずれも客席の避難口(出入口を含む。以下同じ。)に直通させること。

第36条 劇場等の屋外の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) いすは、床に固定すること。

(2) いす背の間隔は、75センチメートル以上とし、座席の幅は、40センチメートル以上とすること。ただし、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、いす背の間隔を70センチメートル以上とすることができる。

(3) 立ち見席には、奥行き3メートル以下ごとに、高さ1.1メートル以上の手すりを設けること。

(4) 客席の避難通路は、次によること。

ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席 10 席(いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、20 席)以下ごとに、その両側に幅 80 センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、5 席(いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、10 席)以下ごとに通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。

イ いす席を設ける客席の部分には、幅 1 メートル以上の通路を、各座席から歩行距離 15 メートル以下でそのいずれかに達し、かつ、歩行距離 40 メートル以下で避難口に達するように保有すること。

ウ ます席を設ける客席の部分には、幅 50 センチメートル以上の通路を各ますがそのいずれかに接するように保有すること。

エ ます席を設ける客席の部分には、幅 1 メートル以上の通路を、各ますから歩行距離 10 メートル以内でそのいずれかに達するように保有すること。

(基準の特例)

第 36 条の 2 前 2 条の規定の全部または一部は、消防長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

(キャバレー等の避難通路)

第 37 条 キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの(以下「キャバレー等」という。)および飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が 150 平方メートル以上の階の客席には有効幅員 1.6 メートル(飲食店にあつては、1.2 メートル)以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席またはボックス席 7 個以上を通過しないで、そのいずれかに達するように保有しなければならない。

(ディスコ等の避難管理)

第 37 条の 2 ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの(以下「ディスコ等」という。)の関係者は、非常時において、速やかに特殊照明および音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保たなければならない。

(個室型店舗の避難管理)

第 37 条の 3 カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの(以下「個室型店舗」という。)の遊興の用に供する個室(これに類する施設を含む。)に設ける外開き戸のうち、避難経路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

(百貨店等の避難通路等)

第 38 条 百貨店等の階のうち当該階における売り場または展示場の床面積が 150 平方メートル以上の階の売り場または展示場には、屋外へ通ずる避難口または階段に直通する幅 1.2 メートル(売り場または展示場の床面積が 300 平方メートル以上のものにあつては、1.6 メートル)以上の主要避難通路を 1 以上保有しなければならない。

2 百貨店等の階のうち当該階における売り場または展示場の床面積が 600 平方メートル以上の売り場または展示場には、前項の主要避難通路のほか、有効幅員 1.2 メートル以上の補助避難通路を保有しなければならない。

3 百貨店等に避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、当該広場を避難上有効に維持しなければならない。

(劇場等の定員)

第 39 条 劇場等の関係者は、次の各号に定めるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。

(1) 客席の部分ごとに、次のアからウまでによって算定した数の合計数(以下「定員」という。)を超えて客を入場させないこと。

ア 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を 40 センチメートルで除して得た数(1 未満のはしたの数は、切り捨てるものとする。)とする。

イ 立ち見席を設ける部分については、当該部分の床面積を 0.2 平方メートルで除して得た数

ウ その他の部分については、当該部分の床面積を 0.5 平方メートルで除して得た数

(2) 客席内の避難通路に客を収容しないこと。

(3) 一つのます席には、屋内の客席にあつては 7 人以上、屋外の客席にあつては 10 人以上の客を収容しないこと。

(4) 出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。

(避難施設の管理)

第 40 条 令別表第 1 に掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。

(1) 避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまづき、滑り等を生じないように常に維持すること。

(2) 避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。ただし、劇場等以外の令別表第1に掲げる防火対象物について避難上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができる。

[令]

(3) 前号の戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能を有するものまたは屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造であるものにあつては、この限りでない。

[令]

(防火設備の管理)

第41条 令別表第1に掲げる防火対象物の防火設備は、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物が存置されないよう防火上有効に管理しなければならない。

[令]

(準用)

第42条 第35条から第36条の2までおよび第37条の2から前条までの規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場またはディスコ等の用途に供する場合について準用する。

[第35条] [第36条の2] [第37条の2]

第6章 雑則

(防火対象物の使用開始の届出等)

第43条 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(19)項および(20)項に掲げるものを除く。)を使用しようとする者(内容を変更しようとする者を含む。)は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防長に届け出なければならない。

[令]

(火を使用する設備等の設置の届出等)

第44条 火を使用する設備またはその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者(内容を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 熱風炉

(2) 多量の可燃性ガスまたは蒸気を発生する炉

(3) 前号に掲げるもののほか、据え付け面積2平方メートル以上の炉(個人の住居に設けるものを除く。)

(3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備

- (4) 入力 70 キロワット以上の温風暖房機(風道を使用しないものにあつては、劇場等およびキャバレー等に設けるものに限る。)
- (5) ボイラーまたは入力 70 キロワット以上の給湯湯沸設備(個人の住居に設けるものまたは労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)第 1 条第 3 号に定めるものを除く。)

[労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)第 1 条第 3 号]

- (6) 乾燥設備(個人の住居に設けるものを除く。)
- (7) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)
- (7)の 2 入力 70 キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- (8) 火花を生じる設備
- (8)の 2 放電加工機
- (9) 高圧または特別高圧の変電設備(全出力 50 キロワット以下のものを除く。)
- (10) 燃料電池発電設備(第 8 条の 3 第 2 項または第 4 項に定めるものを除く。)
- (11) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの(第 12 条第 4 項に定めるものを除く。)

[第 8 条の 3 第 2 項] [第 4 項]

[第 12 条第 4 項]

- (12) 蓄電池設備
  - (13) 設備容量 2 キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備
  - (14) 水素ガスを充てんする気球  
(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)
- 第 45 条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為
- (2) 煙火(がん具用煙火を除く。)の打ち上げまたは仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催しものの開催
- (4) 水道の断水または減水
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事または占用等の行為

(指定洞(とう)道等の届出)

第 45 条の 2 通信ケーブルまたは電力ケーブル(以下「通信ケーブル等」という。)の敷設を目的として設置された洞(とう)道、共同溝その他これらに類する地下の工作物(通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りする隧(ずい)道に限る。)で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生じるおそれのあるものとして消防長が指定したもの(以下「指定洞(とう)道等」という。)

に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防長に届け出なければならない。

- (1) 指定洞(とう)道等の経路および出入口、換気口等の位置
  - (2) 指定洞(とう)道等の内部に敷設されている主要な物件
  - (3) 指定洞(とう)道等の内部における火災に対する安全管理対策
- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる事項について重要な変更を行う場合について準用する。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵および取扱いの届出等)

第46条 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、または取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物および別表第8で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等および合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、または取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

[別表第8]

2 前項の規定は、同項の貯蔵および取扱いを廃止する場合について準用する。

(タンクの水張検査等)

第47条 消防長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物または指定可燃物を貯蔵し、または取り扱うタンクを製造し、または設置しようとする者の申出により当該タンクの水張検査または水圧検査を行うことができる。

(委任)

第48条 この条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、市長が定める。

## 第7章 罰則

(罰則)

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第30条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱った者

[第30条]

- (2) 第31条の規定に違反した者

[第31条]

- (3) 第33条または第34条の規定に違反した者

[第33条] [第34条]

第50条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても各本条に係る罰金刑を科する。ただし、法人または人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、



当該業務に対し相当の注意および監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人または人については、この限りでない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 48 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 53 条第 2 項の規定は公布の日から、第 3 条第 1 項(第 17 号ケからヌまでの規定に係る部分に限る。)、第 4 条第 1 項第 2 号、第 8 条第 1 項第 3 号、第 9 条および第 34 条(第 21 号ア、キ、ケおよびコ、第 22 号イ、エおよびオならびに第 23 号の規定に係る部分に限る。)の規定は昭和 49 年 1 月 1 日から、第 11 条第 1 項第 3 号および第 34 条第 2 号の規定は昭和 49 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和 48 年 10 月 1 日において現に使用されている燃料タンクおよび危険物を貯蔵し、または取り扱うタンクに係る基準については、改正後の彦根市火災予防条例(以下「新条例」という。)第 3 条第 1 項第 17 号および第 34 条第 21 号から第 23 号までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和 48 年 10 月 1 日において現に使用されている液体燃料を使用する移動式のストーブについては、新条例第 21 条第 2 項の規定は、昭和 52 年 10 月 1 日までの間、適用しない。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(昭和 55 年 9 月 30 日条例第 27 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 55 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に存する建築物のうち、現にその屋内において合成樹脂類(改正後の彦根市火災予防条例(以下「新条例」という。)別表第 4 の備考 5 に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)を貯蔵し、または取り扱っているものについては、新条例第 35 条第 5 号ウの規定は、この条例施行の日から起算して 2 年を経過するまでの間は、適用しない。
- 3 この条例施行の際、現に合成樹脂類を貯蔵し、または取り扱っている者に対する新条例第 46 条の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは、「昭和 55 年 10 月 1 日から 30 日以内に」とする。

付 則(昭和 59 年 6 月 30 日条例第 19 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 59 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の彦根市火災予防条例(以下「新条例」という。)第 3 条の 2 第 1 項第 1 号ウの規定は、この条例の施行後に設置される別表第 3 から別表第 6 までに掲げる気体燃料または液体燃料を使用するふろがまについて適用し、この条例の施行前に設置されている当該ふろがまについては、なお従前の例による。

3 この条例施行の際、現に常圧下において可燃性ガスを大気中にしん出する性質を有する合成樹脂類を屋内において貯蔵し、または取り扱っているものについては、新条例第 34 条第 6 号の規定は、この条例施行の日から起算して 2 年を経過するまでの間は適用しない。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(彦根市手数料条例の一部改正)

5 彦根市手数料条例(昭和 12 年彦根市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(昭和 61 年 12 月 23 日条例第 33 号)

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 2 年 3 月 30 日条例第 23 号)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 2 年 5 月 23 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(液体燃料を使用する炉およびかまどの付属設備に関する経過措置)

第 2 条 この条例の施行の際、現に使用されている燃料タンクのうち、改正後の彦根市火災予防条例(以下「新条例」という。)第 3 条第 1 項第 17 号エに定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、同号エの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いの技術上の基準に関する経過措置)

第 3 条 この条例の施行の際、現に危険物または危険物以外の物品を貯蔵し、または取り扱っているもので、新たに指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱うこととなるもの(以下「新規対象」という。)および現に指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱っているもので、引き続き指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を

貯蔵し、または取り扱うこととなるもの(以下「既存対象」という。)のうち、消防法の一部を改正する法律(昭和 63 年法律第 55 号)の施行に伴い新条例第 4 章第 1 節に定める基準に適合しないこととなるものの貯蔵および取扱いに係る技術上の基準については、次項から第 12 項までに定めるものを除き、施行日から起算して 1 年間は、同節の規定によることを要しない。

- 2 新規対象のうち、新条例第 31 条の 4 第号もしくは第 12 号または第 31 条の 5 第 1 号から第 4 号までもしくは第 5 号(計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずることとする部分に限る。)に定める基準に適合しないものの貯蔵および取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が次に掲げる基準のすべてに適合し、かつ、タンクが鋼板その他の金属板(地下タンクにあつては、タンクが鋼板その他の金属板またはガラス繊維強化プラスチック)で造られている場合に限り、適用しない。
  - (1) タンクは、漏れない構造であること。
  - (2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、または取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。
- 3 新規対象のうち、新条例第 31 条の 2 第 9 号または第 31 条の 3 第 1 項第 1 号もしくは第 2 項第 3 号(適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設ける部分に限る。)に定める基準に適合しないものの貯蔵および取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が前項第 2 号に掲げる基準に適合している場合に限り、適用しない。
- 4 新規対象のうち、新条例第 31 条の 4 第 10 号に定める基準に適合しないものの貯蔵および取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が第 2 項第 2 号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成 5 年 11 月 22 日までの間は適用しない。
- 5 新規対象のうち、新条例第 31 条の 3 第 1 項第 2 号または第 2 項第 1 号、第 2 号もしくは第 3 号(床は危険物が浸透しない構造とする部分に限る。)に定める基準に適合しないものの貯蔵および取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第 2 項第 2 号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成 4 年 5 月 22 日までの間は、適用しない。
- 6 新規対象のうち、新条例第 31 条の 3 第 2 項第 4 号、第 31 条の 5 第 7 号または第 31 条の 6 第 2 号、第 4 号から第 9 号までもしくは第 12 号に定める基準に適合しないものの貯蔵および取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、平成 4 年 5 月 22 日までの間は、適用しない。
- 7 既存対象のうち、新条例第 31 条の 2 第 9 号、第 31 条の 3 第 1 項第 1 号もしくは第 2 項第 3 号(適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設ける部分に限る。)、

第 31 条の 4 第 1 号もしくは第 12 号または第 31 条の 5 第 1 号もしくは第 5 号に定める基準に適合しないものの貯蔵および取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、または取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、なお従前の例による。

- 8 既存対象のうち、新条例第 31 条の 4 第 10 号に定める基準に適合しないものの貯蔵および取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、または取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、平成 5 年 11 月 22 日までの間は、なお従前の例による。
- 9 既存対象のうち、新条例第 31 条の 3 第 1 項第 2 号または第 2 項第 1 号もしくは第 3 号(床は危険物が浸透しない構造とする部分に限る。)に定める基準に適合しないものの貯蔵および取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、または取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、平成 4 年 5 月 22 日までの間は、なお従前の例による。
- 10 既存対象のうち新条例第 31 条の 3 第 2 項第 4 号、第 31 条の 5 第 7 号または第 31 条の 6 第 9 号もしくは第 12 号に定める基準に適合しないものの貯蔵および取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成 4 年 5 月 22 日までの間は、なお従前の例による。
- 11 既存対象のうち、新条例第 31 条の 2 第 3 号、第 7 号もしくは第 8 号または第 31 条の 3 第 2 項第 5 号に定める基準に適合しないものの貯蔵および取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成 3 年 5 月 22 日までの間は、なお従前の例による。
- 12 既存対象のうち、新条例第 31 条の 2 第 1 号に定める基準に適合しないものの貯蔵および取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、平成 2 年 11 月 22 日までの間は、なお従前の例による。
- 13 新条例第 31 条の 2 第 19 号イの規定による表示は、平成 3 年 5 月 22 日までの間は、同号の規定によらないことができる。

(指定可燃物等の貯蔵および取扱いの技術上の基準に関する経過措置)

第 4 条 この条例の施行の際、現に新条例別表第 7 に定める数量以上の可燃性団  
体類および可燃性液体類を貯蔵し、または取り扱っているものならびに現に動

植物油類を貯蔵し、または取り扱っているもので新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の動植物油類を貯蔵し、または取り扱うこととなるもののうち、新条例第33条第1項第1号または第2号に定める基準に適合しないものの貯蔵および取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、可燃性固体類および可燃性液体類にあつては可燃性固体類および可燃性液体類の数量が、施行日において現に貯蔵し、または取り扱っている可燃性固体類および可燃性液体類の数量を超えず、動植物油類にあつては動植物油類の数量が、施行日において現に貯蔵し、または取り扱っている動植物油類の数量を超えない場合に限り、適用しない。

- 2 新条例第33条第1項第3号イの規定による表示は、平成3年5月22日までの間は、同号の規定によらないことができる。
- 3 この条例の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量以上の綿花類等を貯蔵し、または取り扱っているものについては、平成2年11月22日までの間は、新条例第34条第5号の規定によることを要しない。
- 4 この条例の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量以上の石炭、木炭類を貯蔵し、または取り扱っているもののうち、新条例第34条第6号に定める基準に適合しないものの貯蔵および取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成3年5月22日までの間は適用しない。
- 5 この条例の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、または取り扱っているもののうち、新条例第34条第7号イまたはウに定める基準に適合しないものの貯蔵および取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該合成樹脂類の数量が施行日において現に貯蔵し、または取り扱っている合成樹脂類の数量を超えない場合に限り、平成4年5月22日までの間は、適用しない。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵および取扱いの届出に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の際、現に危険物または危険物以外の物品を貯蔵し、または取り扱っている者で、新たに指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、または取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱うこととなるものに対する新条例第46条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成2年11月22日(施行日の前日において消防法(昭和23年法律第186号)第11条第1項の規定により許可を受けていたものにあつては、平成2年8月22日)までに」とする。

- 2 施行日前に行った改正前の彦根市火災予防条例(以下「旧条例」という。)第46条の規定による特殊可燃物を貯蔵し、または取り扱う旨の届出は、新条例第4

6条第1項の規定による指定可燃物を貯蔵し、または取り扱う旨の届出とみなす。

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量の5倍以上(可燃性個体類、可燃性液体類および合成樹脂類にあっては、同表に定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、または取り扱っている者に対する新条例第46条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成2年11月22日(施行日の前日において消防法第11条第1項の規定により許可を受けたものにおいて、平成2年8月22日)までに」とする。
- 4 施行日前に旧条例第46条の規定による届出を行っていた者で、施行日以降新条例第46条第1項の規定による届出を要しないこととなるものについては、施行日から起算して3月以内にその旨を消防長に届け出なければならない。

(罰則に関する経過措置)

第6条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成4年3月25日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第35条、第36条および別表第1(6)の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に設置されている炉、ふろがま、温風暖房機、厨房設備、ボイラー、ストーブ、壁付暖炉、乾燥設備、サウナ設備、簡易湯沸設備、給湯湯沸設備、ヒートポンプ冷暖房機、放電加工機、発電設備、蓄電池設備および避雷設備(以下「炉等」という。)または現に設置の工事中である炉等のうち、この条例による改正後の彦根市火災予防条例(以下「新条例」という。)第3条第1項第17号(新条例第9条の2第2項および第12条第3項において準用する場合に限る。)、第18号の2(新条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第2条の2第2、第8条第2項および第8条の2第2項において準用する場合を含む。)、第18号の3(新条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条第2項、第8条の2第2項、第9条の2第2項ならびに第12条第2項および第3項において準用する場合を含む。)および第19号(新条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条第2項および第8条の2第2項において準用する場合を含む。)ならびに第3項

(新条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項および第8条の2第2項において準用する場合を含む。)、第3条の4第1項第2号オ、第10条第1号(新条例第10条の2第3項において準用する場合に限る。)、第10条の2第1項、第11条第2項(新条例第12条第3項および第13条第4項において準用する場合に限る。))ならびに第16条第1項の規定に適合しないものに係る位置および構造の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に設置されている厨房設備または現に設置の工事中である厨房設備のうち、新条例第3条の4第1項第3号および第4号の規定に適合しないものに係る構造の基準については、これらの規定にかかわらず、平成5年6月30日までの間、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際、現に設置されている図記号による標識については、当分の間、新条例第23条第3項および第4項後段の規定によらないことができる。

5 この条例の施行の際、現に存する劇場等または現に新築、増築、改築、移転、修繕もしくは模様替えの工事中の劇場等のうち、この条例による改正後の彦根市火災予防条例第35条第5号および第5号の規定に適合しないものに係る客席の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

6 この条例の施行の際、現に消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1に掲げる防火対象物に設けられている避難口のうち、新条例第40条第4号(新条例第42条において準用する場合を含む。)に適合しないものに係る管理の基準については、同号の規定にかかわらず、平成5年6月30日までの間、なお従前の例による。

7 この条例の施行の際、現に新条例第44条第3号の2、第7号の2、第8号の2および第11号(屋外に設けるものに限る。)に掲げる設備を設置している者に対する同条の規定の適用については、同条中「設置しようとする者は、あらかじめ」とあるのは、「設置している者は、平成4年9月30日までに」とする。

付 則(平成7年3月27日条例第14号)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成10年3月23日条例第30号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。  
付 則(平成 10 年 12 月 25 日条例第 50 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 31 条の 2 第 9 号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に存する指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱う地下タンクの構造のうち、改正後の彦根市火災予防条例(以下「新条例」という。)第 31 条の 5 第 4 号(新条例第 3 条第 4 項(新条例第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 7 条の 2 第 2 項、第 8 条第 2 項、第 8 条の 2 第 2 項および第 9 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)および第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。)に定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に存する指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱う移動タンクの構造のうち、新条例第 31 条の 6 第 2 号(新条例第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。)および第 31 条の 6 第 4 号(新条例第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。)に定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、現に存する別表第 3 および別表第 4 中の乾燥設備および調理用器具(バーナーが露出している卓上型こんろ(一口))ならびに別表第 5 および別表第 6 中の移動式ストーブ(強制対流型で温風を前方向に吹き出すものは除く。)については、新条例別表第 3 から別表第 6 までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成 11 年 3 月 23 日条例第 21 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。  
付 則(平成 12 年 3 月 28 日条例第 39 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。  
付 則(平成 12 年 12 月 28 日条例第 81 号)



この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 8 の改正規定は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

付 則(平成 13 年 12 月 27 日条例第 23 号)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。ただし、付則第 2 条および第 3 条第 1 項の規定は、公布の日から施行し、平成 13 年 12 月 1 日から適用する。

(指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いの技術上の基準に関する経過措置)

第 2 条 消防法の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 98 号。以下「改正法」という。)による消防法(昭和 23 年法律第 186 号)別表第 5 類の項の規定の改正により新たに指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱うこととなるもの(以下「新規対象」という。)のうち、彦根市火災予防条例(以下「火災予防条例」という。)第 31 条の 2 第 9 号に定める基準に適合しないものの貯蔵および取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

- (1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件および使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。
- (2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成 13 年 12 月 1 日において現に貯蔵し、または取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

2 新規対象のうち、火災予防条例第 31 条の 4 第 1 号または第 12 号に定める基準に適合しないものの貯蔵および取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が前項第 2 号に掲げる基準に適合するとともに、当該新規対象のタンクが、鋼板その他の金属板で造られ、かつ、漏れない構造である場合に限り、適用しない。

3 新規対象のうち、火災予防条例第 31 条の 2 第 19 号イに定める基準に適合しないものの貯蔵および取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成 14 年 11 月 30 日までの間は、適用しない。

4 新規対象のうち、火災予防条例第 31 条の 2 第 1 号から第 8 号まで、第 31 条の 3 または第 31 条の 4(第 1 号、第 11 号および第 12 号を除く。)に定める基準に適合しないものの貯蔵および取扱いに係る技術上の基準については、これらの

規定は、当該新規対象が第1項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成14年5月31日までの間は、適用しない。

第3条 改正法による消防法別表第5類の項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、または取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上。以下この条において同じ。)指定数量未滿の危険物を貯蔵し、または取り扱うこととなる者は、平成14年5月31日までにその旨を消防長に届け出なければならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未滿の危険物を貯蔵し、または取り扱っていた者で、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成13年政令第300号)による危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第4備考第7号の規定の改正により新たに改正後の火災予防条例別表第8に定める数量以上の可燃性液体類を貯蔵し、または取り扱うこととなる者は、平成14年8月31日までにその旨を消防長に届け出なければならない。

3 指定数量の5分の1以上指定数量未滿の危険物を貯蔵し、または取り扱っていた者で、改正法による消防法別表備考第16号および第17号の規定の改正により新たに火災予防条例第46条第1項の規定による届出をすることを要しないこととなる者は、平成14年8月31日までにその旨を消防長に届け出なければならない。

付 則(平成14年9月27日条例第51号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第2条(別表第1および第2を含む。)の改正規定、第40条の改正規定、第41条の改正規定および第49条の改正規定は、平成14年10月25日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に設置されている炉、ふろがま、温風暖房機、厨房設備、ボイラー、ストーブ(移動式のものを除く。)、乾燥設備、サウナ設備、簡易湯沸設備、給湯湯沸設備およびヒートポンプ冷暖房機(以下この項において「炉等」という。)または現に設置の工事中である炉等のうち、改正後の彦根市火災予防条例第3条第1項第1号(改正後の彦根市火災予防条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第7条第2項、第8条、第8条の2および第9条の2第2項において準用する場合を含む。)または第7条の2第1項第1号の規定に適合しないものに係る位置の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成16年3月26日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。  
付 則(平成 17 年 3 月 24 日条例第 24 号)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例の施行の際、現に存在する廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、または取り扱う施設については、当該施設が次の各号のいずれにも適合する場合には限り、当分の間、改正後の彦根市火災予防条例(以下「新条例」という。)第 34 条第 1 項第 5 号ウの規定は、適用しない。

- (1) 5メートル以下の適切な高さを超えることとなるのは、施設の保安確保のために必要な最小限度の回数に止めることとし、かつ、それぞれ連続するおおむね 2 箇月以内の期間であること。
- (2) 前号の期間においては、適切な発熱・発火防止対策および発火時の適切な拡大防止対策が講じられていること。

第 3 条 この条例の施行の際、現に新条例別表第 8 に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、または取り扱っている屋外の場所のうち、新条例第 34 条第 2 項第 3 号イに定める基準に適合しない場所の位置、構造および設備に係る基準については、同号イの規定は、平成 19 年 11 月 30 日までの間は、これを適用しない。

2 この条例の施行の際、現に新条例別表第 8 に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、または取り扱っている屋内の場所のうち、新条例第 34 条第 2 項第 3 号ウ(異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所の相互の間を区画する部分に限る。)に定める基準に適合しない場所の位置、構造および設備に係る基準については、同号ウの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第 4 条 この条例の施行の際、現に新条例別表第 8 に定める数量以上の再生資源燃料(廃棄物固形化燃料等に限る。)を貯蔵し、または取り扱っている場所のうち、新条例第 34 条第 2 項第 4 号に定める基準に適合しない場所の位置、構造および設備に係る基準については、平成 19 年 11 月 30 日までの間は、これを適用しない。

2 この条例の施行の際、現に新条例別表第 8 に定める数量以上の再生資源燃料を貯蔵し、または取り扱うこととなる者に対する新条例第 46 条の規定の適用については、同条第 1 項中「あらかじめ」とあるのは、「平成 17 年 12 月 31 日まで」とする。

(検討)

第5条 新条例第34条第1項第5号ウに規定する集積高さについては、科学的知見に基づき検討が加えられ、その結果に基づき、その見直しについて検討を行うものとする。

付 則(平成17年6月30日条例第69号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 第31条の5、第49条および別表第8備考第7号の改正規定ならびに付則第5条 公布の日

(2) 第1条の改正規定中「貯蔵および取扱いの基準」を「貯蔵および取扱いの基準等」に改める部分ならびに第3条第4項および第27条の改正規定 平成17年12月1日

(3) 目次の改正規定、第1条の改正規定中「、法第9条の3」を「、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置および維持に関する基準等について、法第9条の4」に改める部分、第3章の次に次の1章を加える改正規定(第29条の5第3号、第4号および第5号に係る部分を除く。)、第30条の改正規定および付則第6条 平成18年6月1日

(4) 第3章の次に次の1章を加える改正規定(第29条の5第3号、第4号および第5号に係る部分に限る。) 平成19年4月1日

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている燃料電池発電設備のうち、改正後の彦根市火災予防条例(以下「新条例」という。)第8条の3の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

第3条 この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている内燃機関を原動力とする発電設備のうち、新条例第12条の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

第4条 この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている火を使用する設備に付属する煙突のうち、新条例第17条の2の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

第5条 この条例の公布の際、現に存する指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱う地下タンクの構造のうち、新条例第31条の5第1号(新条例第3条第4項(新条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条、第8条の2および第9条の2第2項において準用する場合を含む。))および第33条第2項において準用する場合を含む。)に定め

る基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第6条 この条例の施行の際、現に存する住宅(新条例第29条の2に規定する住宅をいう。以下この条において同じ。)における同条各号に掲げる住宅用防災警報器もしくは住宅用防災報知設備(以下この条において「住宅用防災警報器等」という。)または現に新築、増築、改築、移転、修繕もしくは模様替えの工事中の住宅に係る住宅用防災警報器等が新条例第29条の2から第29条の5までの規定による住宅用防災警報器等の設置および維持に関する基準に適合しないときは、当該住宅用防災警報器等については、平成23年5月31日までの間、これらの規定は、適用しない。

付 則(平成17年12月26日条例第81号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年12月19日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成22年6月24日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。ただし、第8条の3の改正規定は平成22年12月1日から、第29条の5の改正規定は公布の日から施行する。

(燃料電池発電設備に関する経過措置)

2 第8条の3の改正規定の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている燃料電池発電設備(固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。)のうち、改正後の同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

(個室型店舗の避難管理に関する経過措置)

3 第37条の2の次に1条を加える改正規定の施行の際、現に存する個室型店舗(改正後の第37条の3に規定する個室型店舗をいう。以下同じ。)または現に新築、増築、改築、移転、修繕もしくは模様替えの工事中の個室型店舗のうち、同条の規定に適合しないものに係る個室(これに類する施設を含む。)に設ける避難経路に面する戸の基準については、同条の規定は、平成23年12月31日までの間は、適用しない。

付 則(平成22年12月16日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 削除

別表第2 削除

別表第3(第3条から第5条まで、第7条、第8条、第8条の2および第18条から第21条まで関係)

種類	離隔距離(cm)				備考			
	入力	上側	前後	方方				
炉	開放炉	使用温度が800以上のもの	-	250	200	300	200	
		使用温度が300以上800未満のもの	-	150	150	200	150	
		使用温度が300未満のもの	-	100	100	100	100	
		開放炉以外	使用温度が800以上のもの	-	250	200	300	200
		使用温度が300以上800未満のもの	-	150	100	200	100	
		使用温度が300未満のもの	-	100	50	100	50	
	ふろ用以外のバーナー	半密閉式浴室	外がバーナー取り出しのもの	21kW以下	15	15	15	注1:浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合
			内	21kW以下	-	-	60	

kW のバーナー  
以をもつもの  
下 にはあっては  
42kW 以下

は 2cm とす  
る。

浴 外がまでバ 21 ふろ用以外 - 15 15 15  
室 ーナー取り kW のバーナー  
外 出し口のな 以をもつもの  
設 いもの 下 にはあっては  
置

当該バーナ  
ーが 70kW 以  
下であっ  
て、かつ、  
ふろ用バー  
ナーが 21kW  
以下

外がまでバ 21 ふろ用以外 - 15 60 15  
ーナー取り kW のバーナー  
出し口のあ 以をもつもの  
るもの 下 にはあっては

当該バーナ  
ーが 70kW 以  
下であっ  
て、かつ、  
ふろ用バー  
ナーが 21kW  
以下

内がま 21 ふろ用以外 - 15 60 -

kW のバーナー  
以をもつもの  
下 にはあっては  
当該バーナ  
ーが 70kW 以  
下であっ  
て、かつ、  
ふろ用バー  
ナーが 21kW

			以下						
密閉式		21	ふろ用以外 kWのバーナー をもつもの 下にあっては 当該バーナー が70kW以下 であつて、かつ、 ふろ用バー ナーが21kW 以下	-	2	2	2		
							注		
							1		
屋外用		21	ふろ用以外 kWのバーナー をもつもの 下にあっては 当該バーナー が70kW以下 であつて、かつ、 ふろ用バー ナーが21kW 以下	60	15	15	15		
不燃	半密閉式浴	外がまでバ	21	ふろ用以外	-	4.	-	4.	
	室	ーナー取り	kW	のバーナー		5		5	
	内	出し口のな	以	をもつもの				注	
	設	いもの	下	にあっては		1			
	置			42kW以下					
		内がま	21	ふろ用以外	-	-	-	-	
			kW	のバーナー					
			以	をもつもの					
			下	にあっては					
				42kW以下					
		浴	外がまでバ	21	ふろ用以外	-	4.	-	4.
		室	ーナー取り	kW	のバーナー		5		5
		外	出し口のな	以	をもつもの				



設置	いもの	下	にあつては 当該バーナ ーが70kW以 下であつ て、かつ、 ふる用バー ナーが21kW 以下				
	外がまでバ	21	ふる用以外	-	4.	-	4.
	ーナー取り	kW	のバーナー		5		5
	出し口のあ	以	をもつもの				
	るもの	下	にあつては 当該バーナ ーが70kW以 下であつ て、かつ、 ふる用バー ナーが21kW 以下				
	内がま	21	ふる用以外	-	-	-	-
		kW	のバーナー				
		以	をもつもの				
		下	にあつては 当該バーナ ーが70kW以 下であつ て、かつ、 ふる用バー ナーが21kW 以下				
密閉式		21	ふる用以外	-	2	-	2
		kW	のバーナー		注		
		以	をもつもの		1		
		下	にあつては 当該バーナ ーが70kW以				

					下であっ て、かつ、 ふろ用バー ナーが 21kW 以下				
	屋外用	21	ふろ用以外	30	4. - 4.				
		kW	のバーナー		5			5	
		以	をもつもの						
		下	にあつては						
			当該バーナ						
			ーが 70kW 以						
			下であっ						
			て、かつ、						
			ふろ用バー						
			ナーが 21kW						
			以下						
	液 不燃以外		39kW 以下	60	15	15	15		
	体 不燃		39kW 以下	50	5	-	5		
	燃								
	料								
	上記に分類されないもの			-	60	15	60	15	
温	気 不燃	半密	バ 強制対流型	19kW 以下	4.	4.	60	4.	
風	体 以	閉	ー		5	5		5	
暖	燃 外・	式・	ナ						
房	料 不燃	密閉	ー						
機		式	が						
			隠						
			ぺ						
			い						
	液 不燃	半密閉式強	温風を前方	26kW 以下	10	15	15	15	
	体 以外	制	向に吹き出		0		0		
	燃	対	すもの	26kW を超え 70k	10	15	10	15	注 2 : 風道を
	料	流		W 以下	0		0		使用するも
		型						注	のにあつて
								2	は 15cm とす

		温風を全周 方向に吹き 出すもの	26kW 以下	10	15	15	15	る。
		強制排気型	26kW 以下	60	10	10	10	0
	密閉式	強制給排気 型	26kW 以下	60	10	10	10	0
不燃	半密閉式	強制 対 流 型	温風を前方 向に吹き出 すもの 温風を全周 方向に吹き 出すもの	70kW 以下	80	5	-	5
		強制排気型	26kW 以下	80	15	-	15	0
	密閉式	強制給排気 型	26kW 以下	50	5	-	5	5
		強制給排気 型	26kW 以下	50	5	-	5	5
		上記に分類されないもの	-	10	60	60	60	注3：ダクト 注 接続型以外 3 の場合にあ っては100cm とする。
厨 房 設 備	気 不燃 開放式 以外 燃 料	ドロップイ ン式こん ろ、キャビ ネット型グ リル付こん ろ	14kW 以下	10	15	15	15	注4：機器本 注 体上方の側 4 方または後 4 方の離隔距 離を示す。
		据置型レン ジ	21kW 以下	10	15	15	15	注 注 0 4 4
不燃	開放式	ドロップイ ン式こん ろ、キャビ ネット型グ リル付こん	14kW 以下	80	0	-	0	

		ろ					
		据置型レンジ	21kW 以下	80	0	-	0
上記に分類されないもの		使用温度が 80	-	25	20	30	20
		0 以上のもの		0	0	0	0
		使用温度が 30	-	15	10	20	10
		0 以上 800 未満のもの		0	0	0	0
ボイラー	開放式	使用温度が 30	-	10	50	10	50
		0 未満のもの		0	0		
	半密閉式	フードを付	7kW 以下	40	4.	4.	4.
		けない場合			5	5	5
密閉式	フードを付	7kW 以下	15	4.	4.	4.	
	ける場合			5	5	5	
燃体以外	半密閉式	12kW を超え	42kW 以下	-	15	15	15
		12kW 以下		-	4.	4.	4.
	密閉式	42kW 以下		4.	4.	4.	4.
				5	5	5	5
燃体以外	屋外用	フードを付	42kW 以下	60	15	15	15
		けない場合					
	開放式	フードを付	42kW 以下	15	15	15	15
		ける場合					
燃体以外	開放式	フードを付	7kW 以下	30	4.	-	4.
		けない場合			5	5	
	半密閉式	フードを付	7kW 以下	10	4.	-	4.
		ける場合			5	5	
燃体以外	半密閉式	42kW 以下		-	4.	-	4.
				5	5		
	密閉式	42kW 以下		4.	4.	-	4.
				5	5	5	
燃体以外	屋外用	フードを付	42kW 以下	30	4.	-	4.
		けない場合			5	5	
	開放式	フードを付	42kW 以下	10	4.	-	4.
		ける場合					

		ける場合		5	5		
液	不燃	以外	12kW を超え 70k	60	15	15	15
体			W 以下				
燃			12kW 以下	40	4.	15	4.
料					5		5
	不燃		12kW を超え 70k	50	5	-	5
			W 以下				
			12kW 以下	20	1.	-	1.
					5		5
		上記に分類されないもの	23kW を超える	12	45	15	45
				0		0	
			23kW 以下	12	30	10	30
				0		0	
ス	気	不燃	開放式	バーナ壁掛け	7kW 以下	30	60 10 4.
ト	体	以外		ーが露型、つり			0 5
ー	燃			出 下げ型			
ブ	料		半密閉	バ	自然対流型	19kW 以下	60 4. 4. 4. 注5：熱対流
			式・密閉	ー			5 5 5 方向が一方
			式	ナ			注 向に集中す
				ー			5 る場合にあ
				が			っては 60cm
				隠			とする。
				ぺ			
				い			
	不燃		開放式	バーナ壁掛け	7kW 以下	15	15 80 4.
				ーが露型、つり			5
				出 下げ型			
			半密閉	バ	自然対流型	19kW 以下	60 4. 4. 4.
			式・密閉	ー			5 5 5
			式	ナ			注
				ー			5
				が			
				隠			
				ぺ			
				い			

液不燃体 燃料	半密閉式 以外	自燃 対流 型	機器の 全周か ら熱を 放散す るもの	39kW 以下	15 0	10 0	10 0	10 0	
			機器の 上方ま たは前 方に熱 を放散 するも の	39kW 以下	15 0	15 0	10 0	15 0	
	不燃	半密閉式	自燃 対流 型	機器の 全周か ら熱を 放散す るもの	39kW 以下	12 0	10 0	- 0	10 0
			機器の 上方ま たは前 方に熱 を放散 するも の	39kW 以下	12 0	5	-	5	
			上記に分類されないもの	-	15 0	10 0	15 0	10 0	
乾燥設 備	気不燃 体以外 燃不燃	開放式 開放式	衣類乾 燥機 衣類乾 燥機	5.8kW 以下 5.8kW 以下	15 15	4. 4.	4. -	4. 4.	
						5 5	5 5		
			上記に分類されないもの	内部容積が 1立方メー トル以上の もの	-	10 0	50 0	10 0	
			内部容積が	-	50	30	50	30	

1 立方メー  
トル未満の  
もの

簡 易 湯 沸 設 備	気 体 燃 料	開放式	常	フードを付	7kW 以下	40	4.	4.	4.
			圧	けない場合			5	5	5
			貯	フードを付	7kW 以下	15	4.	4.	4.
		半密閉式	蔵	ける場合			5	5	5
			瞬	フードを付	12kW 以下	40	4.	4.	4.
			間	けない場合			5	5	5
	不燃	開放式	常	フードを付	7kW 以下	30	4.	-	4.
			圧	けない場合			5		5
			貯	フードを付	7kW 以下	10	4.	-	4.
		半密閉式	蔵	ける場合			5		5
			瞬	フードを付	12kW 以下	30	4.	-	4.
			間	けない場合			5		5
屋外用	開放式	常	フードを付	7kW 以下	10	4.	-	4.	
		圧	けない場合			5		5	
		貯	フードを付	7kW 以下	10	4.	-	4.	
	密閉式	蔵	ける場合			5		5	
		瞬	フードを付	12kW 以下	60	15	15	15	
		間	けない場合			15	15	15	
密閉式	常圧貯蔵型	常	フードを付	12kW 以下	4.	4.	4.	4.	
		瞬	調理台型	12kW 以下	-	0	-	0	
		間	壁掛け型、 据置型	12kW 以下	4.	4.	4.	4.	
	屋外用	常	フードを付	12kW 以下	5	5	5	5	
		瞬	フードを付	12kW 以下	60	15	15	15	
		間	けない場合			15	15	15	
密閉式	常圧貯蔵型	常	フードを付	12kW 以下	15	15	15	15	
		瞬	フードを付	12kW 以下	15	15	15	15	
		間	ける場合			15	15	15	
	密閉式	常	フードを付	7kW 以下	30	4.	-	4.	
		圧	けない場合			5		5	
		貯	フードを付	7kW 以下	10	4.	-	4.	
密閉式	蔵	ける場合			5		5		
	瞬	フードを付	12kW 以下	30	4.	-	4.		
	間	けない場合			5		5		
密閉式	常	フードを付	12kW 以下	10	4.	-	4.		
	瞬	フードを付	12kW 以下	10	4.	-	4.		
	間	ける場合			5		5		
密閉式	常	フードを付	12kW 以下	-	4.	-	4.		
	瞬	フードを付	12kW 以下	-	4.	-	4.		
	間	ける場合			5		5		
密閉式	常	フードを付	12kW 以下	4.	4.	-	4.		
	瞬	フードを付	12kW 以下	4.	4.	-	4.		
	間	ける場合			4.	-	4.		

					5	5	5
		瞬間調理台型	12kW 以下	-	0	-	0
		間壁掛け型、	12kW 以下	4.	4.	-	4.
		型据置型		5	5		5
	屋外用	フードを付	12kW 以下	30	4.	-	4.
		けない場合			5		5
		フードを付	12kW 以下	10	4.	-	4.
		ける場合			5		5
	液不燃以外		12kW 以下	40	4.	15	4.
	体				5		5
	燃不燃		12kW 以下	20	1.	-	1.
	料				5		5
給湯設備	気不燃	半密閉式常圧貯蔵型	12kW を超え	42k	-	15	15 15
	体以外		W 以下				
	燃	瞬間型	12kW を超え	70k	-	15	15 15
	沸料		W 以下				
		密閉式常圧貯蔵型	12kW を超え	42k	4.	4.	4. 4.
			W 以下		5	5	5 5
		瞬間調理台型	12kW を超え	70k	-	0	- 0
		間	W 以下				
		型壁掛け型、	12kW を超え	70k	4.	4.	4. 4.
		据置型	W 以下		5	5	5 5
	屋外用	常圧	フードを付	12kW を超え	42k	60	15 15 15
		圧	けない場合	W 以下			
		貯蔵型	フードを付	12kW を超え	42k	15	15 15 15
			ける場合	W 以下			
		瞬間	フードを付	12kW を超え	70k	60	15 15 15
		間	けない場合	W 以下			
		型	フードを付	12kW を超え	70k	15	15 15 15
			ける場合	W 以下			
	不燃	半密閉式常圧貯蔵型	12kW を超え	42k	-	4.	- 4.
			W 以下			5	5
		瞬間型	12kW を超え	70k	-	4.	- 4.
			W 以下			5	5



密閉式	常圧貯蔵型	12kW を超え 42k	4.	4.	-	4.	
		W 以下	5	5	5		
	瞬間調理台型	12kW を超え 70k	-	0	-	0	
屋外用	壁掛け型、 据置型	12kW を超え 70k	4.	4.	-	4.	
		W 以下	5	5	5		
	常圧	フードを付	12kW を超え 42k	30	4.	-	4.
		けない場合	W 以下	5	5		
	貯蔵型	フードを付	12kW を超え 42k	10	4.	-	4.
		ける場合	W 以下	5	5		
瞬間型	フードを付	12kW を超え 70k	30	4.	-	4.	
	けない場合	W 以下	5	5			
液不燃 体 燃不燃 料		12kW を超え 70k	60	15	15	15	
		W 以下					
		12kW を超え 70k	50	5	-	5	
		W 以下					
		上記に分類されないもの	-	60	15	60 15	
移動式 ストーブ	気不燃 開放式	前方放射型	7kW 以下	10	30	10 4.	
		ー		0	0	5	
	燃 料	ナ	全周放射型	7kW 以下	10	10	10 10
		ー			0	0	0 0
	ガ 露 出 バ ー ナ ー ガ 隠 ぺ い	自然対流型	7kW 以下	10	4.	4.	4.
			ー		0	5	5 5
	ガ 隠 ぺ い	強制対流型	7kW 以下	4.	4.	60	4.
			ー		5	5	5

不燃 開放式	バ	前方放射型 7kW 以下	80	15	80	4.
	ー					5
	ナ	全周放射型 7kW 以下	80	80	80	80
	ー					
が 露 出	バ	自然対流型 7kW 以下	80	4.	4.	4.
	ー			5	5	5
	ナ					注
	ー					5
が 隠 ぺ い	バ	強制対流型 7kW 以下	4.	4.	60	4.
	ー		5	5		5
	ナ					
	ー					
液 不燃 開放式 体 以外 燃 料		放射型 7kW 以下	10	50	10	20
			0		0	
		自然対流型 7kW を超え 12kW 以下	15	10	10	10
			0	0	0	0
		7kW 以下	10	50	50	50
			0			
		強 温風を 12kW 以下	10	15	10	15
		制 前方向	0		0	
		対 に吹き				
		流 出すも				
不燃 開放式		放射型 7kW 以下	80	30	-	5
		自然対流型 7kW を超え 12kW 以下	12	10	-	10
			0	0		0
		7kW 以下	80	30	-	30
		温風を 7kW を超え 12kW 以下	10	15	15	15
		全周方	0	0	0	0
		向に吹 7kW 以下	10	10	10	10
		き出す	0	0	0	0
		もの				

	強 制 対 流 型 の	温風を 前方向 に吹き 出すも の	12kW 以下	80	5	-	5	
		温風を 全周方 向に吹 き出す もの	7kW を超え 12kW 以下	80	15	-	15	
			7kW 以下	80	10	-	10	
固体燃料			-	10	50	50	50	注6：方向性 を有するも の にあって は100cmとす る。
調 理 用 器 具	気 体 燃 料 以 外	開放式 バーナ 卓上型 コンロ (1口) 卓上型 コンロ (2口以 上)、卓 上型グ リル付 コンロ	5.8kW 以下	10	15	15	15	
			14kW 以下	10	15	15	15	
				0	注 4	注 4		
		バー ナ が 開 放 式	加 熱 部 が 開 放 式	10	15	15	15	
			卓上型 グリル	0				
		バー ナ が 開 放 式	加 熱 部 が 開 放 式	10	15	15	15	
			卓上型 オープン グリル(フ ードを付 けない)	50	4.	4.	4.	
					5	5	5	

い 場合)

	卓上型	7kW 以下	15	4.	4.	4.
	オーブ ン・グリ ル(フー ドを付 ける場 合)			5	5	5
	炊飯器	4.7kW 以下 (炊飯容 量4リッ トル以 下)	30	10	10	10
	圧力調 理器(内 容積10 リット ル以下)	-	30	10	10	10
不燃	開放式	バーナ卓上型 ーが露 出 (1口) 卓上型 こんろ (2口以 上)、卓 上型グ リル付 こんろ	5.8kW 以下	80	0	- 0
		バーナ卓上型 ーが露 出 (2口以 上)、卓 上型グ リル付 こんろ	14kW 以下	80	0	- 0
	バーナ ーが 開放 隠 ぺ	加卓上型 熱グリル	7kW 以下	80	0	- 0
		加卓上型	7kW 以下	30	4.	- 4.

	い 熱	オーブ		5	5		
		部	ン・グリ				
		が	ル(フー				
		隠	ドを付				
		ぺ	けない				
		い	場合)				
		卓上型	7kW 以下	10	4.	-	4.
		オーブ			5		5
		ン・グリ					
		ル(フー					
		ドを付					
		ける場					
		合)					
		炊飯器	4.7kW 以下	15	4.	-	4.
		(炊飯容			5		5
		量4リッ					
		トル以					
		下)					
		圧力調	-	15	4.	-	4.
		理器(内			5		5
		容積10					
		リット					
		ル以下)					
移	液	不燃以外	6kW 以下	10	15	15	15
動	体			0			
式	燃	不燃	6kW 以下	80	0	-	0
こ	料						
ん	固体燃料		-	10	30	30	30
ろ				0			
電	電	不燃以外	2kW 以下	4.	4.	4.	4.
気	気			5	5	5	5
温				注	注	注	注
風				7	7	7	7
機	不燃		2kW 以下	0	0	-	0
				注	注	注	注

注7: 温風の吹き出し方向にあっては60cmとする。

7 7 7 7

電 電 不燃以外  
気 気  
こ  
ん  
ろ

4.8kW 以下(1口 10 2 2 2  
当たり 2kW を超 0  
え 3kW 以下) - 20 - 20 注8：機器本  
注 注 体上方の側  
8 8 方または後  
4.8kW 以下(1口 10 2 2 2 方の離隔距  
当たり 1kW を超 0 離(発熱体の  
え 2kW 以下) - 15 - 15 外周からの  
注 注 距離)を示  
8 8 す。

4.8kW 以下(1口 10 2 2 2  
当たり 1kW 以 0  
下) - 10 - 10  
注 注  
8 8

不燃

4.8kW 以下(1口 80 0 - 0  
当たり 3kW 以 - 0 - 0  
下) 注 注  
8 8

電 電 不燃以外  
気 気  
レ  
ン  
ジ

4.8kW 以下(1口 10 2 2 2  
当たり 2kW を超 0  
え 3kW 以下) - 20 - 20  
注 注  
8 8  
- 10 - 10 注9：電気レ  
注 注 ンジでこん  
9 9 ろ部分が電  
4.8kW 以下(1口 10 2 2 2 磁誘導加熱  
当たり 1kW を超 0 式調理器の  
え 2kW 以下) - 15 - 15 場合の本体

			注 8	注 8	上方の側方または後方の距離(発熱体の外周からの距離)を示す。
		4.8kW 以下(1口当たり 1kW 以下)	10	2	2
			注 8	注 8	
	不燃	4.8kW 以下(1口当たり 3kW 以下)	80	0	0
			注 8	注 8	
電磁誘導加熱式調理器	電気	不燃以外 このろ形態のもの	4.8kW 以下(1口当たり 3kW 以下)	10	2
			注 8	注 8	
		不燃	4.8kW 以下(1口当たり 3kW 以下)	80	0
			注 8	注 8	
電気天火	電気	不燃以外	2kW 以下	10	4
				注 5	注 5
		不燃	2kW 以下	10	4
				注 5	注 5
電子レ	電気	不燃以外 電熱装置を有するもの	2kW 以下	10	4
				注 5	注 5
				注 5	注 5

ン				10	10	10	
ジ	不燃	電熱装置を有するもの	2kW 以下	10	4.	-	4.
					5		5
					注		注
				10			10
電	電 不燃以外	前方放射型(壁取付式および天井取付式のものを除く。)	2kW 以下	10	30	10	4.
気	気			0		0	5
ス							
ト							
ー		全周放射型(壁取付式および天井取付式のものを除く。)	2kW 以下	10	10	10	10
ブ				0	0	0	0
		自然対流型(壁取付式および天井取付式のものを除く。)	2kW 以下	10	4.	4.	4.
				0	5	5	5
	不燃	前方放射型(壁取付式および天井取付式のものを除く。)	2kW 以下	80	15	-	4.
							5
		全周放射型(壁取付式および天井取付式のものを除く。)	2kW 以下	80	80	-	80
		自然対流型(壁取付式および天井取付式のものを除く。)	2kW 以下	80	0	-	0
電	電 不燃以外	食器乾燥器	1kW 以下	4.	4.	4.	4.
気	気			5	5	5	5
乾	不燃	食器乾燥器	1kW 以下	0	0	-	0
燥							
器							
電	電 不燃以外	衣類乾燥機、食	3kW 以下	4.	4.	4.	4.



気 乾 燥 機	気 不燃	器乾燥機、食器 洗い乾燥機 衣類乾燥機、食器乾燥機、食器 洗い乾燥機	5 5 5 5	4. 0 - 0	注 11: 前面に 排気口を有 する機器に あつては 0cm
電 氣 温 水 器	電 不燃以外 気 不燃	温度過昇防止 10kW 以下 装置を有する もの 温度過昇防止 10kW 以下 装置を有する もの	4. 0 0 0 5 0 0 - 0	0 0 0	とする。 注 12: 排気口 面にあつて は 4.5cm とす る。

備考 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」および「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するものおよび電気を熱源とするものをいう。

備考 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等または対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げもしくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分または可燃性の物品までの距離をいう。

備考 3 「不燃」欄は、対象火気設備等または対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分または防熱板までの距離をいう。

別表第 4 削除

別表第 5 削除

別表第 6 削除

別表第 7(第 23 条関係)

### 表示の種類

禁煙である旨の表示

### 図記名



### 色

記号は黒、斜めの帯および枠は赤、地は白

火気厳禁である旨  
の表示



記号は黒、斜めの帯および枠は  
赤、地は白

喫煙所である旨の  
表示



記号は黒、地は白

別表第 8(第 33 条、第 34 条、第 34 条の 2、第 46 条関係)

品名	数量
綿花類	200 キログラム
木毛およびかんなくず	400
ぼろおよび紙くず	1,000
糸類	1,000
わら類	1,000
再生資源燃料	1,000
可燃性固体類	3,000
石炭・木炭類	10,000
可燃性液体類	2 立方メートル
木材加工品および木くず	10
合成樹脂類 発泡させたもの	20
その他のもの	3,000 キログラム

#### 備考

- 1 綿花類とは、不燃性または難燃性でない綿状またはトップ状の繊維および麻糸原料をいう。
- 2 ほろおよび紙くずは、不燃性または難燃性でないもの(動植物油がしみ込んでいる布または紙およびこれらの製品を含む。)をいう。
- 3 糸類とは、不燃性または難燃性でない糸(糸くずを含む。)および繭をいう。
- 4 わら類とは、乾燥わら、乾燥藁およびこれらの製品ならびに干し草をいう。
- 5 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。

- 6 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウまたはエのいずれかに該当するもの(1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウまたはエのいずれかに該当するものを含む。)をいう。
- ア 引火点が40度以上100度未満のもの
  - イ 引火点が70度以上100度未満のもの
  - ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの
  - エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの
- 7 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭およびこれらに類するものを含む。
- 8 可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号および第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるものならびに引火性液体の性状を有する物品(1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。)で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。
- 9 合成樹脂類とは、不燃性または難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂および合成樹脂くず(不燃性または難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴムおよびゴムくずを含む。)をいい、合成樹脂の繊維、布、紙および糸ならびにこれらのぼろおよびくずを除く。